

# ○熊本県環境影響評価技術指針

(平成 12 年 12 月 20 日告示第 1011 号の 2)

改正 平成 19 年 3 月 30 日告示第 315 号の 4 平成 20 年 10 月 17 日告示第 923 号  
平成 27 年 5 月 29 日告示第 522 号の 2 令和 2 年 9 月 18 日告示第 719 号

## 目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 計画段階配慮事項の選定等に関する指針(第 2 条の 2—第 2 条の 10)

第 3 章 環境影響評価の項目及び手法の選定に関する指針(第 3 条—第 11 条)

第 4 章 環境の保全のための措置に関する指針(第 12 条—第 15 条)

第 5 章 事後調査の項目及び手法の選定に関する指針(第 16 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この技術指針は、熊本県環境影響評価条例(平成 12 年熊本県条例第 61 号。以下「条例」という。)第 4 条第 1 項の規定に基づき、対象事業に係る環境影響評価及び事後調査その他の手続を適切に行うために必要な技術的事項について定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この技術指針で使用する用語は、条例及び熊本県環境影響評価条例施行規則(平成 12 年熊本県規則第 56 号)で使用する用語の例による。

第 2 章 計画段階配慮事項の選定等に関する指針

(計画段階配慮事項の選定等に関する指針)

第 2 条の 2 条例第 4 条第 2 項第 1 号に掲げる事項については、この章に定めるところによる。

(位置等に関する複数案の設定)

第 2 条の 3 事業者は、計画段階配慮事項についての検討に当たっては、対象事業を実施する区域の位置、対象事業の規模又は対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する複数の案(以下「位置等に関する複数案」という。)を適切に設定するものとし、当該複数の案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

2 事業者は、前項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、対象事業を実施する区域の位置又は対象事業の規模に関する複数の案の設定を優先させるよう努めるものとし、また、対象事業の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するために対象事業に係る建造物等の構造及び配置が重要となる場合があることに留意するものとする。

3 事業者は、第 1 項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、対象事業に代わる事業の実施により当該事業の目的が達成される場合その他対象事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとし、当該案を含めない場合はその理由を明らか

にするものとする。

(計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握)

第2条の4 事業者は、対象事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす対象事業の内容（以下この条から第2条の10までにおいて「事業特性」という。）並びに事業実施想定区域及びその周囲の自然的・社会的情況（以下この条から第2条の10までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

(1) 事業特性に関する情報

- ア 対象事業の種類
- イ 事業実施想定区域の位置
- ウ 対象事業の規模
- エ 対象事業の工事計画の概要
- オ その他対象事業に関する事項

(2) 地域特性に関する情報

ア 自然的状況

- (ア) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（以下「大気環境」という。）の状況（環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定により定められた環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。）
- (イ) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
- (ウ) 土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
- (エ) 地形及び地質の状況
- (オ) 動植物の生息又は生育、主な動物群集又は植物群落、植生及び生態系の状況
- (カ) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況
- (キ) 一般環境中の放射性物質の状況

イ 社会的状況

- (ア) 人口及び産業の状況
- (イ) 土地利用の状況
- (ウ) 地歴の状況（土地利用の経緯）
- (エ) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- (オ) 交通の状況
- (カ) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- (キ) 下水道、し尿処理施設及びゴミ処理施設の整備の状況
- (ク) 文化財の状況
- (ケ) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容
- (コ) その他の事項

- 2 事業者は、前項第2号に掲げる情報を入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。この場合において、事業者は、当該資料の出典を明らかにできるよう整理するものとする。

(計画段階配慮事項の選定)

第2条の5 事業者は、対象事業に係る計画段階配慮事項を選定するに当たっては、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性についての情報を踏まえ、対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。

- 2 事業者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

- (1) 対象事業に係る工事の実施（対象事業の一部として、事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）
- (2) 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び状態並びに当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

- 3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

- (1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。以下同じ。）

ア 大気環境

- (ア) 大気質
- (イ) 騒音
- (ウ) 振動
- (エ) 低周波音
- (オ) 悪臭
- (カ) (ア) から (オ) までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

イ 水環境

- (ア) 水象（地下水の水象を除く。以下同じ。）
- (イ) 水質（地下水の水質を除く。以下同じ。）
- (ウ) 水底の底質
- (エ) 地下水の水象及び水質
- (オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素

ウ 土壤に係る環境その他の環境（ア及びイに掲げるものを除く。以下同じ。）

- (ア) 地形及び地質
- (イ) 地盤

(ウ) 土壤

(エ) その他の環境要素

(2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。以下同じ。）

ア 動物

イ 植物

ウ 生態系

(3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）

ア 景観

イ 人と自然との触れ合いの活動の場

(4) 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

ア 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）

イ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。）

(5) 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素  
放射線の量

(6) 文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素  
文化財

4 事業者は、第1項の規定により計画段階配慮事項を選定するに当たっては、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

5 事業者は、第1項の規定による計画段階配慮事項の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、同項の規定により選定した事項（以下「選定事項」という。）について選定した理由を明らかにできるよう整理するものとする。  
(計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法)

第2条の6 対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第2条の10までに定めるところにより選定するものとする。

(1) 前条第3項第1号に掲げる環境要素に係る選定事項 汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。

(2) 前条第3項第2号ア及びイに掲げる環境要素に係る選定事項 陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び群集又は群落の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群集又は群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度

を把握できること。

(3) 前条第3項第2号ウに掲げる環境要素に係る選定事項 次に掲げるような、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に対する影響の程度を把握できること。

ア 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等であって人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である脆弱な自然環境

イ 里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの

ウ 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境

エ 都市において現に存する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。）及び水辺地等であって地域を特徴づける重要な自然環境

(4) 前条第3項第3号アに掲げる環境要素に係る選定事項 景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

(5) 前条第3項第3号イに掲げる環境要素に係る選定事項 人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

(6) 前条第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定事項 廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。

(7) 前条第3項第5号に掲げる環境要素に係る選定事項 放射線の量の変化の程度を把握できること。

(8) 前条第3項第6号に掲げる環境要素に係る選定事項 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財にあっては指定の区分を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

(計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法)

第2条の7 事業者は、対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法を選定するに当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるように選定するものとする。

(1) 調査すべき情報 選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

(2) 調査の基本的な手法 国、県又は関係する市町村が有する文献その他の資料を

収集し、その結果を整理し、及び解析する手法（ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法）

- (3) 調査の対象とする地域（以下この条から第2条の10までにおいて「調査地域」という。） 対象事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域
- 2 前項第2号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。
- 3 事業者は、第1項の規定により現地調査及び踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。
- 4 事業者は、第1項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られた情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようとするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

（計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法）

第2条の8 事業者は、対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法を選定するに当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定するものとする。

- (1) 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により、可能な限り定量的に把握する手法
- (2) 予測の対象とする地域（第3項において「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域
- 2 前項第1号に規定する予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定するものとする。
- 3 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにするものとする。
- 4 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積さ

れていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。

(計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法)

第2条の9 事業者は、対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 第2条の3第1項の規定により位置等に関する複数案が設定されている場合は、当該設定されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較すること。
- (2) 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、対象事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。
- (3) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。
- (4) 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(計画段階配慮事項の検討に係る手法選定に当たっての留意事項)

第2条の10 事業者は、対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法（以下この条において「手法」という。）を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

- 2 事業者は、対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行うものとする。
- 3 事業者は、手法の選定を行ったときは、選定した手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。

### 第3章 環境影響評価の項目及び手法の選定に関する指針

(環境影響評価の項目及び手法の選定に関する指針)

第3条 条例第4条第2項第2号に掲げる事項については、この章に定めるところによる。

(環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握)

第4条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象事業の内容(以下この条、第5条から第8条まで、第9条第1項、同条第2項において読み替えて準用する第2条の8第3項及び第16条「事業特性」という。)並びに対象事業実施区域及びその周囲の自然的・社会的情況(以下この条、第5条から第8条まで、第9条第1項、同条第2項において読み替えて準用する第2条の8第3項及び第16条「地域特性」という。)に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

(1) 事業特性に関する情報

- ア 対象事業の種類
- イ 対象事業実施区域の位置
- ウ 対象事業の規模
- エ 対象事業の工事計画の概要
- オ その他の対象事業に関する事項

(2) 地域特性に関する情報

ア 自然的状況

- (ア) 大気環境の状況(環境基準の確保の状況を含む。)
- (イ) 水環境の状況(環境基準の確保の状況を含む。)
- (ウ) 土壤及び地盤の状況(環境基準の確保の状況を含む。)
- (エ) 地形及び地質の状況
- (オ) 動植物の生息又は生育、主な動物群集又は植物群落、植生及び生態系の状況
- (カ) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況
- (キ) 一般環境中の放射性物質の状況

イ 社会的状況

- (ア) 人口及び産業の状況
- (イ) 土地利用の状況
- (ウ) 地歴の状況(土地利用の経緯)
- (エ) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- (オ) 交通の状況
- (カ) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- (キ) 下水道、し尿処理施設及びゴミ処理施設の整備の状況
- (ク) 文化財の状況
- (ケ) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容
- (コ) その他の事項

2 事業者は、前項第1号に掲げる情報を把握するに当たっては、当該事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把

握するものとする。

- 3 事業者は、現地の状況を確認すること及び入手可能な最新の文献その他の資料により第1項第2号に掲げる情報を把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握することとし、必要に応じ、県、関係する市町村、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取するよう努めるものとする。この場合において、事業者は、現地の状況の確認の方法及び当該資料の出典を明らかにできるよう整理するものとする。

(環境影響評価の項目の選定)

第5条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。この場合において、事業者は、別表第1から別表第30までの備考第2号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によって行われる対象事業に伴う影響要因についてこれらの表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目(以下「参考項目」という。)を勘案しつつ、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定するものとする。

- 2 事業者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

- (1) 対象事業に係る工事の実施(対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。)  
(2) 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの(当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。別表第1から別表第30までにおいて「土地又は工作物の存在及び供用」という。)

- 3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

- (1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されべき環境要素(第4号及び第5号に掲げるものを除く。以下同じ。)

ア 大気環境

- (ア) 大気質  
(イ) 騒音  
(ウ) 振動  
(エ) 低周波音  
(オ) 悪臭  
(カ) (ア)から(オ)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

イ 水環境

- (ア) 水象(地下水の水象を除く。以下同じ。)

- (イ) 水質(地下水の水質を除く。以下同じ。)
  - (ウ) 水底の底質
  - (エ) 地下水の水象及び水質
  - (オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素
- ウ 土壌に係る環境その他の環境(ア及びイに掲げるものを除く。以下同じ。)
- (ア) 地形及び地質
  - (イ) 地盤
  - (ウ) 土壌
  - (エ) その他の環境要素
- (2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第4号及び第5号に掲げるものを除く。以下同じ。)
- ア 動物
  - イ 植物
  - ウ 生態系
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(次号及び第5号に掲げるものを除く。以下同じ。)
- ア 景観
  - イ 人と自然との触れ合いの活動の場
- (4) 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素(次号に掲げるものを除く。以下同じ。)
- ア 廃棄物等(廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。)
  - イ 温室効果ガス等(排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。)
- (5) 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素  
放射線の量
- (6) 文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素  
文化財

- 4 第2条の5第4項及び第5項の規定は、第1項本文の規定による選定について準用する。この場合において、第2条の5第4項及び同条第5項中「第1項」とあるのは「第5条第1項」と、同条第5項中「選定した事項(以下「選定事項」とあるのは「選定した項目(以下「選定項目」と読み替えるものとする。
- 5 第1項の規定により項目を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考項目を選定しないものとする。
  - (1) 参考項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合
  - (2) 対象事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合
- 6 事業者は、環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合にあっては、必要に応じ選定項目の見直しを行うものとする。

(環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法)

第6条 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第11条までに定めるところにより選定するものとする。

- (1) 前条第3項第1号に掲げる環境要素に係る選定項目 汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化(当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。)の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。
  - (2) 前条第3項第2号ア及びイに掲げる環境要素に係る選定項目 陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び群集又は群落の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群集又は群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
  - (3) 前条第3項第2号ウに掲げる環境要素に係る選定項目 地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概略的に把握される生態系の特性に応じて、上位性(生態系の上位に位置する性質をいう。以下別表第31から別表第60までにおいて同じ。)、典型性(地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。以下別表第31から別表第60までにおいて同じ。)又は特殊性(特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。以下別表第31から別表第60までにおいて同じ。)の視点から注目される動植物の種又は群集若しくは群落を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。
  - (4) 前条第3項第3号アに掲げる環境要素に係る選定項目 景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
  - (5) 前条第3項第3号イに掲げる環境要素に係る選定項目 人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
  - (6) 前条第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定項目 廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。
  - (7) 前条第3項第5号に掲げる環境要素に係る選定項目 放射線の量の変化を把握できること。
  - (8) 前条第3項第5号に掲げる環境要素に係る選定項目 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財にあっては指定の区分を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- 2 事業者は、前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に

活用するものとする。

(参考手法)

第7条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法(参考項目に係るものに限る。)を選定するに当たっては、別表第1から別表第30までの備考第2号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、各参考項目ごとに別表第31から別表第60までに掲げる参考となる調査及び予測の手法(以下「参考手法」という。)を勘案しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、第4条の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、最適な手法を選定するものとする。

2 前項の規定により手法を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を選定するものとする。

- (1) 当該参考項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。
- (2) 対象事業実施区域又はその周囲に、当該参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。
- (3) 類似の事例により当該参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること。
- (4) 当該参考項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考となる調査の手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。

3 第1項の規定により手法を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

- (1) 事業特性により、当該参考項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。
- (2) 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のア、イ又はウに規定する参考項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
  - ア 当該参考項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象
  - イ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象
  - ウ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

(環境影響評価の項目に係る調査の手法)

第8条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査の手法を選定するに当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。この場合において、地域特性を踏まえるに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意するものとする。

- (1) 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象

その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

- (2) 調査の基本的な手法 国、県又は関係する市町村が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法
  - (3) 調査の対象とする地域(以下この条から第16条までにおいて「調査地域」という。) 対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域
  - (4) 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点(以下第2項において読み替えて準用する第2条の7第4項及び別表第31から別表第60までにおいて「調査地点」という。) 調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点
  - (5) 調査に係る期間、時期又は時間帯(以下第2項において読み替えて準用する第2条の7第4項及び別表第31から別表第60までにおいて「調査期間等」という。) 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯
- 2 第2条の7第2項から第4項までの規定は、前項の対象事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、同条第2項中「前項第2号」とあるのは「第8条第1項第2号」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第8条第1項」と、同条第3項中「現地調査及び踏査等を行う場合」とあるのは「調査の手法を選定するに当たって」と、同条第4項中「文献名その他の当該情報の出自等」とあるのは「文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性」と読み替えるものとする。
- 3 第1項第5号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるように、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように調査に係る期間を選定するものとする。
- 4 事業者は、第1項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにするものとする。

(環境影響評価の項目に係る予測の手法)

第9条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第7条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

- (1) 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づ

く計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により、定量的に把握する手法

(2) 予測の対象とする地域(以下第2項において読み替えて準用する第2条の8第3項及び別表第31から別表第60までにおいて「予測地域」という。) 調査地域のうちから適切に選定された地域

(3) 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点(以下別表第31から別表第60までにおいて「予測地点」という。) 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯(以下別表第31から別表第60までにおいて「予測対象時期等」という。) 供用開始後定常状態になる時期及び影響が最大になる時期(最大になる時期を設定することができる場合に限る。)、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯

2 第2条の8第2項から第4項までの規定は、前項の対象事業に係る環境影響評価の予測の手法について準用する。この場合において、同条第2項中「前項第1号」とあるのは「第9条第1項第1号」と、同条第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第9条第1項」と、同条第3項中「予測の前提となる条件その他の」とあるのは「予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第4項中「するものとする」とあるのは「するものとする。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする」と読み替えるものとする。

3 第1項第4号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあっては、必要に応じ同号に規定する時期での予測に加え中間的な時期での予測を行うものとする。

4 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況(将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況)を明らかにできるように整理し、これを勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合において、当該地域の将来の環境の状況は、県又は関係する市町村が有する情報を収集して推定するとともに、将来の環境の状況の推定に当たって、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるよう整理するものとする。

(環境影響評価の項目に係る評価の手法)

第10条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 調査及び予測の結果並びに第13条第1項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。
- (2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。
- (3) 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(環境影響評価の項目に係る手法選定に当たっての留意事項)

第11条 事業者は、対象事業に係る環境影響の調査、予測及び評価の手法(以下この条において「手法」という。)を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。

また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

- 2 事業者は、環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ手法の見直しを行うものとする。
- 3 事業者は、手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。

#### 第4章 環境の保全のための措置に関する指針

(環境保全措置に関する指針)

第12条 条例第4条第2項第3号に規定する環境保全のための措置に関する指針については、この章に定めるところによる。

(環境保全措置の検討)

第13条 事業者は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素について国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置(以下「環境保全措置」という。)を検討するものとする。

2 事業者は、前項の規定による検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置(以下「代償措置」という。)を検討するものとする。

(検討結果の検証)

第14条 事業者は、前条第1項の規定による検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする。

(検討結果の整理)

第15条 事業者は、第13条第1項の規定による検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理するものとする。

- (1) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容
  - (2) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
  - (3) 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響
  - (4) 代償措置にあっては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
  - (5) 代償措置にあっては、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ、又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容
  - (6) 代償措置にあっては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠
- 2 事業者は、第13条第1項の規定による検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理するものとする。また、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行ったときは、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理するものとする。

## 第5章 事後調査の項目及び手法の選定に関する指針

(事後調査の項目及び手法の選定)

第16条 条例第4条第2項第4号に規定する事後調査の項目及び手法の選定するための指針については、この条に定めるところによる。

2 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、対象事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するために事後調査を行うものとする。

- (1) 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
- (2) 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- (3) 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- (4) 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及

び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

- 3 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
  - (1) 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること。
  - (2) 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようすること。
  - (3) 事後調査の実施に伴う環境影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。
  - (4) 必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。
- 4 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項を明らかにするように努めるものとする。
  - (1) 事後調査を行うこととした理由
  - (2) 事後調査の項目及び手法
  - (3) 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針
  - (4) 県、関係する市町村その他の事業者以外の者(以下この号において「県等」という。)が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における当該県等との協力又は当該県等への要請の方法及び内容
  - (5) 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、当該実施主体の氏名(法人にあっては、その名称)並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項
- 5 事業者は、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意するものとする。

## 附 則

この告示は、平成 12 年 12 月 21 日から施行する。

## 附 則(平成 19 年 3 月 30 日告示第 315 号の 4)

- 1 この告示は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 事業者がこの告示の施行の日(以下「施行日」という。)前に条例第 7 条の規定に基づく方法書の公告を行っている対象事業については、条例第 5 条の規定に基づく方法書の作成に関して、この告示による改正後の熊本県環境影響評価技術指針(以下「新告示」という。)の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 事業者が施行日前に条例第 15 条の規定に基づく準備書の公告を行っている対象事業

については、新告示の規定の適用については、なお従前の例による。

- 4 事業者は、施行日前においても、新告示の規定の例により、方法書の作成等を行うことができる。
- 5 前項の規定により方法書の作成等が行われた場合は、施行日において、新告示の相当する規定により当該方法書の作成等が行われたものとみなす。

附 則(平成 20 年 10 月 17 日告示第 923 号)

この技術指針は、告示の日から施行する。

附 則(平成 27 年 5 月 29 日告示第 522 号の 2)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 4 条第 1 項第 2 号の改正規定（同号アに次のように加える部分に限る）、第 5 条第 3 項の改正規定、第 6 条の改正規定（第 7 号を第 8 号とし、同号の次に 1 号を加える部分に限る）、別表第 12、別表第 13、別表第 42 及び別表第 43 の改正規定 平成 27 年 6 月 1 日
- (2) 別表第 11 の 2 及び別表第 41 の 2 の改正規定 平成 30 年 4 月 1 日

附 則(令和 2 年 9 月 18 日告示第 719 号)

この告示は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

別表第1(第5条関係)

一般国道等の新設又は改築の事業に係る参考項目

影響要因の区分			環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
			大気環境				水環境			土壤に係る環境その他の環境			動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	文化財
			大気質		騒音	振動	低周波音	水象	水質	地下水	地形及び地質	その他の環境要素							
			窒素 酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等	騒音	振動	低周波音	流量、流速等	水の濁り	水位、流向等	重要な地形及び地質	日照阻害	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物
工事の実施	建設機械の稼働	○		○	○	○													
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○		○	○	○													
	切土工等又は既存の工作物の除去							○					○	○	○		○		
	工事施工ヤードの設置							○				○	○	○	○			○	
	工事用道路等の設置							○									○		
土地又は工作物の存在及び供用	道路の存在(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)(土地の改变)							○		○		○	○	○	○			○	
	道路の存在(嵩上げ式)(土地の改变)							○				○							
	自動車の走行	○	○	○	○	○													

## 備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する道路事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

## (1) 工事の実施に関する内容

ア 道路の構造が、地表式、堀割式又は嵩上式若しくはトンネル式である。

イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。

ウ 道路の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行う。

エ 必要に応じて、既存の工作物を除去する。

## (2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的である道路が存在し、かつ、当該道路上を車両が走行する。

3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

9 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

10 この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

11 この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。

別表第2(第5条関係)

森林地域における一般国道等の新設又は改築の事業及び森林法第193条に規定する林道の開設又は拡張の事業に係る参考項目

影響要因の区分		環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
		大気環境		水環境		その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財
		大気質		水象	水質	地下水	地形及び地質								
		窒素 酸化物	粉じん等	流量、流速等	水の濁り	水位、流向等	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財
工事の実施	建設機械の稼働	○	○											○	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○												
	造成等工事による一時的な影響			○				○	○	○			○		
土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び道路の存在(土地の改变)			○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
	自動車の走行	○						○							

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する道路事業(森林地域)における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

(1) 工事の実施に関する内容

- ア 道路の構造が、地表式、堀割式又は嵩上式若しくはトンネル式である。
- イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
- ウ 道路の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行う。

(2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

- ア 工事の完了後、当該事業の目的である道路が存在し、かつ、当該道路上を車両が走行する。

3 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

4 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第3(第5条関係)

ダムの新築の事業に係る参考項目

影響要因の区分	環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境				水環境				土壤に係る環境 その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	文化財
		大気質		騒音	振動	低周波音	水象		水質		地形及び地質							
窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	低周波音	流量、流速等	水の濁り	水温	富栄養化	溶存酸素量	水素イオン濃度	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	文化財
工事の実施	ダムの堤体の工事	○	○	○	○	○	○			○		○	○	○		○	○	
	原石の採取の工事					○												
	施工設備及び工事用道路の設置の工事																	
	建設発生土の処理の工事																	
	道路の付替の工事																	
土地又は工作物の存在及び供用	ダムの堤体の存在											○	○	○	○		○	○
	原石山の跡地の存在					○												
	道路の存在					○												
	建設発生土処理場の跡地の存在					○												
	ダムの供用及び貯水池の存在				○	○	○	○	○	○								○

## 備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有するダム事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
  - 工事の実施に関する内容
    - 転流工、堤体基礎掘削工、基礎処理工、堤体工、洪水吐工、放流設備工及び管理用設備工等の「ダムの堤体の工事」を行う。
    - ダムの堤体の材料となる原石等を採取する「原石の採取の工事」を行う。
    - 骨材プラント、コンクリート製造設備、運搬設備及び濁水処理設備等の施工設備並びに掘削土、工事用資機材、骨材等を運搬するための工事用の道路を設置する「施工設備及び工事用道路の設置の工事」を行う。
    - ダム事業により発生した掘削土等を事業実施区域内において処理する「建設発生土の処理の工事」を行う。
    - 既存の道路の機能を確保するために必要となる道路を設置する「道路の付替の工事」を行う。
  - 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
    - 工事の完了後、当該事業の目的であるダムの堤体、道路等の施設、原石山の跡地、建設発生土処理場の跡地及び貯水池が存在する。
    - 当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供する。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第4(第5条関係)

堰(せき)の新築又は改築の事業に係る参考項目

影響要因の区分		環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素											生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境			水環境					土壌に係る環境 その他の環境			動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	文化財
		大気質		騒音	振動	水象	水質			底質	地下水	地形及び地質							
		窒素 酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、 流速等	水の濁り 富栄養化	溶存酸素量	水素イオン濃度	水底の泥土	水位	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	文化財
工事の実施	堰(せき)の工事	○	○	○	○	○	○						○	○	○		○	○	
	護岸の工事																		
	掘削の工事																		
土地又は 工作物の 存在及び 供用	堰(せき)及び護岸の存在												○	○	○	○	○	○	○
	堰(せき)の供用及び湛水区域の存在					○	○	○	○	○	○								○

## 備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する堰事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

## (1) 工事の実施に関する内容

- ア 土砂等の掘削を行い堰を設置する「堰の工事」を行う。
- イ 土砂等の掘削を行い護岸を設置する「護岸の工事」を行う。
- ウ 土砂等の掘削及び浚渫を行「掘削の工事」を行う。

## (2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

- ア 工事の完了後、当該事業の目的である堰、護岸等の施設及び湛水区域が存在する。
- イ 当該堰を流水の貯留又は取水の用に供する。

3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

9 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第5(第5条関係)

## 放水路の新築の事業に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素								生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境			水環境			土壤に係る環境その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	文化財	
		大気質	騒音	振動	水象	水質	地下水の水質及び水位	地形及び地質	地盤								
窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の濁り	地下水の塩素イオン濃度	地下水の水位	重要な地形及び地質	地下水の水位の低下による地盤沈下	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	文化財	
工事の実施	洪水を分流させる施設の工事		○	○	○	○				○	○	○		○	○		
	掘削の工事																
	堤防の工事																
土地又は工作物の存在及び供用	放水路の存在及び供用				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

## 備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する放水路事業の一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

## (1) 工事の実施に関する内容

ア 土砂等の掘削を行い堰や水門等を設置する「洪水を分流させる施設の工事」を行う。

イ 土砂等の掘削岸を設置する「掘削の工事」を行う。

ウ 盛土等を行い堤防を設置する「堤防の工事」を行う。

## (2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的である堤防や洪水を分流させる施設を含む放水路が存在する。

イ 当該放水路を洪水調整の用に供する。

3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

9 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第6(第5条関係)

鉄道の建設又は改良の事業に係る参考項目

影響要因の区分		環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素							生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
		大気環境			水環境			土壤に係る環境その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	文化財	
		大気質	騒音	振動	水象	水質	地下水	地形及び地質	その他の環境要素								
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の濁り等	水位、流向等	重要な地形及び地質	日照阻害	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	文化財	
工事の実施	建設機械の稼働	○	○	○	○												
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○												
	切土工等又は既存の工作物の除去					○					○	○	○			○	
土地又は工作物の存在及び供用	鉄道施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変)					○		○	○		○	○	○	○	○		○
	鉄道施設(嵩上式)の存在(土地の改変)					○				○							
	列車の走行(地下を走行する場合を除く。)			○	○												
	列車の走行(地下を走行する場合に限る。)																

## 備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する鉄道建設等事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

## (1) 工事の実施に関する内容

ア 鉄道施設の構造は、地表式、堀割式又は嵩上式若しくはトンネル式である。

イ 鉄道施設の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行う。

ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。

エ 必要に応じて、既存の工作物を除去する。

## (2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的である鉄道施設が存在し、かつ、当該軌道上を列車が走行する。

3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

9 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

10 この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

別表第7(第5条関係)

## 軌道の建設又は改良の事業に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素									生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境			水環境			土壤に係る環境その他の環境			動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	文化財
		大気質	騒音	振動	水象	水質	地下水	地形及び地質	その他の環境要素								
	窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の濁り	水位、流向等	重要な地形及び地質	日照阻害	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	文化財	
工事の実施	建設機械の稼働	○	○	○	○												
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○												
	切土工等又は既存の工作物の除去					○				○	○	○			○		
土地又は工作物の存在及び供用	軌道の施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変)				○		○	○		○	○	○	○	○		○	
	軌道の施設(嵩上式)の存在(土地の改変)				○				○								
	車両の走行(地下を走行する場合を除く。)			○	○												
	車両の走行(地下を走行する場合に限る。)																

## 備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する軌道建設等事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

## (1) 工事の実施に関する内容

ア 軌道の施設の構造が、地表式、堀割式又は嵩上式若しくはトンネル式である。

イ 軌道の施設の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行う。

ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。

エ 必要に応じて、既存の工作物を除去する。

## (2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的である軌道の施設が存在し、かつ、当該軌道上を車両が走行する。

3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

9 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

10 この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

別表第8(第5条関係)

## 飛行場の設置又は変更の事業に係る参考項目

影響要因の区分		環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素								生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境				水環境			土壌に係る環境 その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財
		大気質		騒音	振動	低周波音	水象	水質	地下水								
		窒素 酸化物	粉じん等	騒音	振動	低周波音	流量、 流速等	水の 汚れ	水の 濁り	水位、 流向等	重要な地形及び 地質	重要な種及び群集並び に注目すべき生育地	地域を特 徴づける 生態系	主要な眺望点 及び景観資源 並びに主要な 眺望景観	主要な人と 自然との触 れ合いの活 動の場	建設 工事に 伴う副 産物	二酸化 炭素
工事の実施	造成等の施工による一時的な影響		○					○			○	○	○			○	
	建設機械の稼働	○		○	○												○
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○												○
土地又は工作物の存在及び供用	飛行場及びその施設の存在(土地の改変)					○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
	航空機の運航	○		○		○											
	飛行場の施設の供用	○					○										

## 備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する飛行場設置等事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

## (1) 工事の実施に関する内容

ア 建設機械を用いて、飛行場及びその施設の設置又は変更に係る工事を行う。

イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。

## (2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的である施設が存在し、かつ、当該飛行場が航空機の運航の用に供される。

3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

9 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第9(第5条関係)

## 水力発電所の設置又は変更の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
影響要因の区分		大気環境			水環境				土壌に係る環境 その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	文化財			
		大気質	騒音	振動	水象	水質			地形及び地質											
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の汚れ	富栄養化	水の濁り	溶存酸素量	水素イオング濃度	水温	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物	文化財
工事の実施	工事用資材等の搬出入	○	○	○	○											○				
	建設機械の稼働	○	○	○	○															
	造成等の施工による一時的な影響							○	○				○	○	○		○			
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在					○						○				○	○	○		
	貯水池の存在						○	○	○	○	○	○				○	○	○		
	河水の取水															○				

別表第10(第5条関係)

## 火力発電所の設置又は変更の事業に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素												生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素					人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		
		大気環境						水環境			土壤に係る環境 その他の環境		動物		植物		生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等 温室効果ガス等		文化財			
		大気質					騒音	振動	水象	水質		底質	地形及び地質	土壤											
		硫黄酸化物	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	石炭粉じん	粉じん等	騒音	振動	流向及び流速	水の汚れ	富栄養化	水の濁り	水温	有害物質	重要な地形及び地質	土壤汚染	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	海城に生息する動物	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地(海域に生息するものを除く。)	海域に生育する植物	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物	建設工事に伴う副産物
工事の実施	工事用資材等の搬出入	○			○	○	○															○			
	建設機械の稼働	○			○	○	○			○		○													
	造成等の施工による一時的な影響									○					○		○		○		○	○			
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在			○					○					○		○	○	○	○	○	○	○			○
	施設の稼働	排ガス	○	○	○										○										○
		排水							○	○															
		温排水							○		○						○		○	○					
		機械等の稼働			○		○	○																	
	資材等の搬出入		○		○	○	○													○					
	廃棄物の発生																				○				

## 備考

- 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。  
 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する火力発電所事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

- (1) 工事の実施に関する内容  
 ア 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。  
 イ 建設機械の稼働として、浚渫工事、港湾工事、建築物、工作物等の設置工事(既存工作物の撤去又は廃棄を含む。)を行う。  
 ウ 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。

- (2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容  
 ア 工事の完了後、当該事業の目的である汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備(2以上の組合せを含む。)が存在する。  
 イ 燃料の種類は、天然ガス(LNGを含む。)、石炭、石油、副生ガスがある。  
 ウ 排水は、排水処理装置で処理した後に公共用水域に排水する。  
 エ 温排水は、海水冷却方式を採用した場合、取水方式として表層又は深層、放水方式として表層又は水中によるものがある。  
 オ 機械等の稼働として、汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備(2以上の組合せを含む。)の運転がある。  
 カ 資材等の搬出入として、定期点検時等の発電用資材等の搬入、従業員の通勤、廃棄物等の処理のための搬出がある。  
 キ 発電設備から産業廃棄物が発生する。

- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。  
 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。  
 5 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。  
 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。  
 7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。  
 8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。  
 9 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第11(第5条関係)  
地熱発電所の設置又は変更の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素								生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
影響要因の区分		大気環境			水環境			土壤に係る環境 その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		文化財				
		大気質			水象	水質		その他	地形及び地質												
		硫化水素	窒素酸化物	粉じん等	流量、流速等	水の汚れ	水の濁り	温泉	重要な地形及び地質						重要な種及び群集並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物	建設工事に伴う副産物	文化財
工事の実施	工事用資材等の搬出入		○	○												○					
	造成等の施工による一時的な影響						○					○	○	○			○	○			
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在				○				○			○	○	○	○	○			○		
	施設の稼働	地熱流体の採取及び热水の還元							○		○										
		排ガス		○																	
		排水						○													
	廃棄物の発生																○				

別表第11の2(第5条関係)

## 風力発電所の設置又は変更の事業に係る参考項目

影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素					人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		
		大気環境				水環境			土壌に係る環境 その他の環境			動物		植物		生態系			人と自然との触れ合いの活動の場		廃棄物等		文化財	
		大気質		騒音	振動	低周波音	水象	水質	底質	地形及び地質	その他													
		窒素 酸化物	粉じん等	騒音	振動	低周波音	流量、 流速等	水の 濁り	有害 物質	重要な 地形及び 地質	風車 の影	重要な種及び 群集並びに注 目すべき生息地 (海域に生息す るもの除く。)	海域に 生息す る動物	重要な種及び 群落並びに注 目すべき生育地 (海域に生育す るもの除く。)	海域に 生育す る植物	地域を特 徴づける 生態系	主要な眺望 点及び景観 資源並びに 主要な眺望 景観	主要な人 と自然との 触れ合 いの活動 の場	廃 棄 物	建設 工事に 伴う副 産物				
工事の実施	工事用資材等の搬出入	○	○	○	○							○	○					○						
	建設機械の稼働	○	○	○	○			○	○															
	造成等の施工による一時的な影響							○					○	○	○					○	○			
土地又は工作物の存在及び供用	地形改变及び施設の存在						○			○		○	○	○	○	○	○	○	○					○
	施設の稼働			○		○						○												

## 備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する風力発電所事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
  - 工事の実施に関する内容
    - 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。
    - 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事(既設工作物の撤去又は廃棄を含む。)を行う。なお、海域に設置される場合は、しゅんせつ工事を含む。
    - 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。
  - 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
    - 工事の完了後、当該事業の目的である風力発電所が存在する。
    - 施設の稼働として、風力発電の運転を行う。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象(シャドーフリッカー)をいう。
- この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第11の3(第5条関係)

## 太陽電池発電所の設置又は変更の事業に係る参考項目

別表第12(第5条関係)

廃棄物最終処分場の設置又は変更の事業に係る参考項目

影響要因の区分	環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素												生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			
	大気環境			水環境						土壌に係る環境 その他の環境			動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	放射線の量		文化財				
	大気質	騒音	振動	悪臭	水象	水質		底質	地下水	地形及び地質	土壤	放射線の量										文化財				
	窒素酸化物	硫黄酸化物	粉じん等	騒音	振動	悪臭	流量、流速等	水の汚れ	水の濁り	富栄養化	有害物質	有害物質	水位、流向等	水質	重要な地形及び地質	土壤汚染	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	メタン	二酸化炭素	放射線の量	文化財
工事の実施	建設機械の稼働	陸上埋立	○		○	○	○								○							○				
	建設機械及び作業船の稼働	水面埋立	○	○	○	○																○				
	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行		○		○	○	○															○				
	造成等の施工	陸上埋立						○			○		○			○		○	○	○	○					
	護岸等の施工	水面埋立						○					○				○	○	○	○	○					
土地又は工作物の存在及び供用	最終処分場の存在(土地の改変)	陸上埋立					○	○			○		○		○	○	○	○	○	○					○	
		水面埋立					○	○					○		○	○	○	○	○	○					○	
	埋立・覆土用機械の稼働	陸上埋立			○	○	○							○							○	○*				
		水面埋立			○	○															○	○*				
	浸出液処理施設の稼働	陸上埋立				○	○																			
		水面埋立				○																				
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行		○		○	○	○														○	○*				
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航	水面埋立	○	○	○																○					
廃棄物の存在・分解							○						○		○						○					
浸出液処理水の排出								○	○	○	○	○														

## 備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる最終処分場事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

(1) 最終処分場の種類 一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の管理型最終処分場とする。

- (2) 立地の形式 陸上埋立又は水面埋立とする。
- (3) 工事の実施に関する内容
- ア 陸上埋立においては、準備工事として造成区域の整地を行い、埋立地の造成は切土工を主体として行う。また、主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由して行う。
- イ 水面埋立においては、作業船を使用し、地盤改良、水中での杭打ち及び水面への土石の投入を行い、護岸築造を行う。また、主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由し、又は、船舶を利用して行う。
- (4) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
- ア 工事の完了後、当該事業の目的である最終処分場等の工作物として、擁壁その他の貯留構造物、地下水集排水設備、遮水工、雨水集排水設備、保有水等集排水設備、浸出液処理設備、通気装置その他の主要施設及び搬入管理設備、モニタリング設備、管理棟、管理道路、搬入道路、ごみ飛散防止設備、防災設備その他の附帯設備が存在する。
- イ 埋立を行う廃棄物は、分解性有機物(プラスチックを除く。)を含む。
- ウ 排水は、浸出液処理設備で処理した後に公共用水域に排出する。
- エ 陸上埋立においては、埋立を行う廃棄物を道路を経由して搬入し、埋立供用時は即日覆土を行う。
- オ 水面埋立においては、埋立てを行う廃棄物を道路を経由して、又は、船舶を用いて搬入し、埋立供用時は一定水位を超えた時点から即日覆土を行う。
- 3 この表において「存在及び供用」とは、それぞれ最終処分場の存在並びに廃棄物の埋立ての用に供すること及び最終処分場の維持管理に関するこをいう。
- 4 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 5 この表において水質の「有害物質」とは、人の健康の保護に関する観点から環境基準が定められている物質をいう。
- 6 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 7 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 8 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 9 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 10 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 11 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
- 12 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

### 別表第13(第5条関係)

## ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の設置又は変更の事業に係る参考項目

影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素												生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
		大気環境						水環境		土壌に係る環境 その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等 温室効果ガス等		放射線の量	文化財					
		大気質			騒音	振動	悪臭	水質		地形及び地質															
		硫酸化物	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等	有害物質	騒音	振動	悪臭	水の汚れ	水の濁り	有害物質	重要な地形及び地質	土壤汚染	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群集並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	放射線の量	文化財	
工事の実施	建設機械の稼働	○		○	○	○	○							○											
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○		○	○	○	○																		
	造成工事及び施設の設置工事								○						○	○			○						
土地又は工作物の存在及び供用	地形改变後の土地及び施設の存在									○			○	○	○	○	○	○					○		
	施設の稼働	排出ガス	○	○	○	○	○	○					○							○	○*				
	排水								○	○											○*				
	機械等の稼働						○	○																	
	廃棄物の搬出入		○		○	○	○														○*				
	廃棄物の発生																	○		○*					

別表第14(第5条関係)

## し尿処理施設の設置又は変更の事業に係る参考項目

影響要因の区分		環境要素の区分										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		
		大気環境				水環境			土壌に係る環境 その他の環境			動物	植物	生態系	景観	人と自然との 触れ合いの 活動の場	廃棄物等		文化財	
		大気質		騒音	振動	悪臭	水質		地下水		地形及び地質						廃棄物等		文化財	
		窒素 酸化 物	粉じ ん等	騒音	振動	悪臭	水の 汚れ	水の 濁り	富栄 養化	水質	重要な地形及び 地質	重要な種及 び群集並び に注目すべ き生息地	重要な種及 び群落並び に注目すべ き生育地	地域を特 徴づける 生態系	主要な眺望点 及び景観資源 並びに主要な 眺望景観	主要な人と自 然との触れ合 いの活動の場	廃 棄 物	建設工 事に伴う 副産物	文化財	
工事の実施	建設機械の稼働	○	○	○	○															
	資材及び機械の運搬に 用いる車両の運行	○	○	○	○															
	造成工事及び処理施設 の設置工事						○					○	○	○				○		
土地又は工 作物の存在 及び供用	地形改変後の土地及び 施設の存在										○		○	○	○	○	○		○	
	施設の稼働			○	○	○	○	○	○	○										
	し尿等の搬出入	○	○	○	○															
	廃棄物の発生																○			

## 備考

- 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有するし尿処理施設事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
  - (1) 工事の実施に関する内容
    - ア 建設機械を用いて、造成及び工作物の設置の工事を行う。
    - イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
  - (2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
    - ア 工事の完了後、当該事業の目的であるし尿処理施設が存在し、かつ、当該施設の稼働がある。
    - イ 排水は、排水処理施設で処理された後に公共用水域に排出する。
    - ウ 車両によるし尿等の搬出入を行う。
    - エ 施設の稼働に伴い、廃棄物が発生する。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 9 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第15(第5条関係)

公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素						生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素						人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素					
		大気環境			水環境		土壌に係る環境 その他の環境		動物		植物		生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	文化財					
		大気質	騒音	振動	水象	水質	地形及び地質	窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流向及び流速	水の汚れ	水の濁り	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	海域に生息する動物	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地(海域に生育するものを除く。)	海域に生育する植物	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場
工事の実施	堤防及び護岸の工事	○	○	○	○			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	埋立ての工事																					
土地又は工作物の存在	埋立地又は干拓地の存在					○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する埋立又は干拓事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
  - 工事の実施に関する内容
    - 建設機械又は作業船を使用し、堤防及び護岸の築造を行う。
    - 道路を経由し、又は船舶を利用して資材等の搬出入を行い、及び当該搬入された資材等を使用して土地の造成を行う。
  - 土地又は工作物の存在に関する内容
    - 工事の完了後、当該事業の目的である埋立地又は干拓地が存在する。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第16(第5条関係)

土地区画整理事業に係る参考項目

影響要因の区分		環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素						生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境			水環境			土壤に係る環境 その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	文化財
		大気質	騒音	振動	水象	水質	地下水	地形及び地質							
窒素 酸化 物	粉じん等	騒音	振動	流量、 流速 等	水の 汚れ	水の 濁り	水位、流 向等	重要な地形及び 地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	文化財
工事の実施	雨水の排水			○	○										
	造成工事及び工作物の設置工事								○	○	○			○	
	建設機械の稼働	○	○	○	○										
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○										
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在(土地の改変)			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	構造物の存在				○							○	○		
	自動車の走行	○		○	○										

## 備考

- 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する土地区画整理事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
  - (1) 工事の実施に関する内容
    - ア 建設機械を稼働し、造成工事を行う。
    - イ 雨水等の排水を行う。
    - ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
  - (2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
    - ア 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の立地の用に供される。
    - イ 当該敷地内、車両の走行がある。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 9 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第17(第5条関係)  
新住宅市街地開発事業に係る参考項目

### 別表第18(第5条関係)

## 工業団地の造成の事業に係る参考項目

別表第19(第5条関係)  
新都市基盤整備事業に係る参考項目

備考

- 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
  - 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する新都市基盤整備事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
    - (1) 工事の実施に関する内容
      - ア 建設機械を稼働し、造成工事を行う。
      - イ 雨水等の排水を行う。
      - ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
    - (2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
      - ア 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の立地の用に供される。
      - イ 当該敷地内、車両の走行がある。
  - 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
  - 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
  - 5 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
  - 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
  - 7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
  - 8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
  - 9 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第20(第5条関係)

## 流通業務団地造成事業に係る参考項目

影響要因の区分		環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素							生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境			水環境			土壌に係る環境 その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	文化財	
		大気質		騒音	振動	水象	水質									
		窒素 酸化物	粉じん 等	騒音	振動	流量、 流速 等	水の 汚れ	水の 濁り	水位、流 向等	重要な地形及び 地質	重要な種及び群集並び に注目すべき生息地	地域を特 徴づける 生態系	主要な眺望点 及び景観資源 並びに主要な 眺望景観	主要な人と 自然との触 れ合いの活 動の場	建設工事に伴 う副産物	文化財
工事の実施	雨水の排水					○		○								
	造成工事及び工作物の設置工事										○	○	○		○	
	建設機械の稼働	○	○	○	○											
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○											
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在(土地の改変)					○			○	○	○	○	○	○	○	○
	構造物の存在						○						○	○		
	資材等の搬出入	○		○	○											

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する流通業務団地造成事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
  - 工事の実施に関する内容
    - 建設機械を稼働し、造成工事を行う。
    - 雨水等の排水を行う。
    - 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
  - 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
    - 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、トラックターミナル、卸市場並びに倉庫・貯蔵庫等の立地の用に供される。
    - 車両による資材等の搬出入がある。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第21(第5条関係)

住宅団地の造成の事業に係る参考項目

影響要因の区分		環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素								生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
		大気環境				水環境				土壌に係る環境 その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	文化財	
		大気質		騒音	振動	水象		水質		地下水								
		窒素 酸化 物	粉じ ん等	騒音	振動	流量、 流速 等	水 の 汚 れ	水 の 濁 り	富 栄 養 化	水位、流 向等	重要な地形及び 地質	重要な種及 び群集並び に注目すべ き生息地	重要な種及 び群落並び に注目すべ き生育地	地域を特 徴づける 生態系	主要な眺望点 及び景観資源 並びに主要な 眺望景観	主要な人と 自然との触 れ合いの活動 の場	建設工事に 伴う副産物	文化財
工事の実施	雨水の排水					○		○										
	造成工事及び工作物の設置工事											○	○	○			○	
	建設機械の稼働	○	○	○	○													
	資材及び機械の運搬に用いる車両 の運行	○	○	○	○													
土地又は工 作物の存在 及び供用	敷地の存在(土地の改変)					○			○	○	○	○	○	○	○		○	
	構造物の存在						○	○						○	○			
	自動車の走行	○		○	○													

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する住宅団地の造成の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
  - 工事の実施に関する内容
    - 建設機械を稼働し、造成工事を行う。
    - 雨水等の排水を行う。
    - 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
  - 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
    - 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設、商業・業務施設等の立地の用に供される。
    - 当該敷地内に、車両の走行がある。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第22(第5条関係)

## 農用地の造成の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素								生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
		大気環境			水環境			土壌に係る環境 その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場			
		大気質	騒音	振動	水象	水質	地下水	地形及び地質									
影響要因の区分		窒素 酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、 流速 等	水の 濁り	水位、 流向 等	水質	重要な地形及び 地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	文化財
		○	○	○	○					○	○	○	○		○		
		○	○	○	○												
		○	○	○	○												
		○	○	○	○												
		○	○	○	○												
		○	○	○	○												
		○	○	○	○												
		○	○	○	○												
		○	○	○	○												
		○	○	○	○												
		○	○	○	○												
		○	○	○	○												
		○	○	○	○												
		○	○	○	○												
		○	○	○	○												
工事の実施		造成工事及び工作物の設置工事					○			○	○	○			○		
		建設機械の稼働	○	○	○	○											
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○											
土地又は工作物の存在及び供用		農用地の存在(土地の改変)				○		○		○	○	○	○	○	○	○	
		農用地の使用							○								

## 備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する農用地の造成の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

## (1) 工事の実施に関する内容

ア 建設機械を用いて、造成工事を行う。

イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。

## (2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的である農用地が存在し、かつ、当該土地が農業の用に供される。

3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

9 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第23(第5条関係)  
スポーツ施設等の設置又は変更の事業に係る参考項目

別表第24(第5条関係)  
ゴルフ場の設置又は変更の事業に係る参考項目

別表第25(第5条関係)

下水道終末処理場の設置又は変更の事業に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				
		大気環境				水環境			土壤に係る環境 その他の環境			動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		文化財							
		大気質		騒音	振動	悪臭	水質		地形及び地質									廃棄物等		文化財						
		窒素 酸化物	粉じん等	騒音	振動	悪臭	水の 汚れ	水の 濁り	富栄 養化	重要な地形及び 地質	重要な種及び群 集並びに注目す べき生育地						地域を特 徴づける 生態系	主要な眺望点及び 景観資源並びに主 要な眺望景観	主要な人と自 然との触れ合 いの活動の場	廃 棄 物	建設工 事に伴う 副産物	文化財				
工事の 実施	建設機械の稼働	○	○	○	○																					
	資材及び機械の運搬 に用いる車両の運行	○	○	○	○																					
	造成工事及び処理施 設の設置工事						○				○	○	○	○					○							
土地又 は工作 物の存 在及び 供用	地形改变後の土地及 び施設の存在								○		○	○	○	○	○	○	○					○				
	施設の稼働			○	○	○	○	○	○																	
	廃棄物の発生																	○								

## 備考

- 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する下水道終末処理場の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
  - (1) 工事の実施に関する内容
    - ア 建設機械を用いて、造成及び工作物の設置の工事を行う。
    - イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
  - (2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
    - ア 工事の完了後、当該事業の目的である下水道終末処理施設が存在し、かつ、当該施設の稼働がある。
    - イ 排水は、排水処理装置で処理した後に公共用水域に排出する。
    - ウ 施設の稼働に伴い、産業廃棄物が発生する。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 9 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第26(第5条関係)

## 工場等の設置又は変更の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素									生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
影響要因の区分		大気環境				水環境			土壤に係る環境 その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触 れ合いの活動の場			文化財			
		大気質			騒音	振動		水質		地下水		地形及び地質									
		硫黄 酸化物	窒素 酸化物	浮遊 粒子 状物 質	粉 じん 等	騒音	振動	水 の 汚 れ	水 の 濁 り	水位、 流向 等	水質	重要な地形及び 地質	重要な種及 び群集並び に注目すべ き生息地	重要な種及 び群落並び に注目すべ き生育地	地域を特 徴づける 生態系	主要な眺望点 及び景観資源 並びに主要な 眺望景観	主要な人と 自然との触 れ合いの活 動の場	廃棄物等	温室 効果 ガス 等	文化財	
工事の実施	建設機械の稼働		○		○	○	○														
	資材及び機械の運搬 に用いる車両の運行		○		○	○	○														
	造成工事及び工作物 の建設							○				○	○	○			○				
土地又は工 作物の存在 及び供用	地形改变後の土地及 び工作物の存在							○		○		○	○	○	○	○			○		
	工場等の稼働	○	○	○		○	○	○		○								○			
	資材等の搬出入		○			○	○														
	廃棄物の発生															○					

備考

- 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する工場等の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

(1) 工事の実施に関する内容

ア 建設機械を用いて、造成及び工作物の設置の工事を行う。

イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。

(2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 工事の完了後、敷地に当該事業の目的である工場等の施設が存在し、かつ、当該施設の稼働がある。

イ 施設の稼働に伴い、ガスが排出される。

ウ 排水は、排水処理施設で処理された後に公共用水域に排出する。

エ 車両により、資材等の搬出入を行う。

オ 施設の稼働に伴い、産業廃棄物が発生する。

3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要な地形及び地質、重要な種及び群集、重要な種及び群落を指す。

5 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又はその周辺の区域を指す。

6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場を指す。

9 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及びその構成建造物を指す。

## 別表第27(第5条関係) 豚房施設の設置又は変更の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素								生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
影響要因の区分		大気環境				水環境			土壌に係る環境 その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との 触れ合いの 活動の場	廃棄物等		文化財	
		大気質		騒音	振動	水質		地下水	地形及び地質									
		窒素 酸化 物	粉じ ん等	騒 音	振 動	悪 臭	水 の 汚 れ	水 の 濁 り	富 栄 養 化	水質	重要な地形及び 地質	重要な種及 び群集並び に注目すべ き生息地	重要な種及 び群落並び に注目すべ き生育地	地域を特 徴づける 生態系	主要な眺望点 及び景観資源 並びに主要な 眺望景観	主要な人と自 然との触れ合 いの活動の場	廃 棄 物	建設工 事に伴う 建設副 産物
工事の実施	造成工事及び工作物の設置工事						○				○	○	○	○			○	
	建設機械の稼働	○	○	○	○													
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○													
土地又は工作物の存在及び供用	敷地及び畜舎の存在(土地の改変を含む。)									○	○	○	○	○	○			○
	畜舎の供用					○	○	○	○	○						○		

別表第28(第5条関係)

岩石等の採取の事業又は採取の規模の変更の事業に係る参考項目

影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素									生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
		大気環境				水環境			土壌に係る環境 その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		文化財
		大気質		騒音	振動	低周波音	水象	水質	地下水	地形及び地質								
		窒素 酸化物	粉じん等	騒音	振動	低周波音	流量、 流速等	水の 濁り	水位、流 向等	重要な地形及び 地質	重要な種及び群集並び に注目すべき生息地	重要な種及び群落並び に注目すべき生育地	地域を特 徴づける 生態系	主要な眺望点 及び景観資源 並びに主要な 眺望景観	主要な人と 自然との触 れ合いの活 動の場	廃 棄 物	建設工 事に伴う 副産物	文化財
工事の実施	建設機械の稼働	○	○	○	○													
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行																	
	造成等の施工						○				○	○	○				○	
土地又は工作物の存在及び供用	岩石等の採取場の存在(土地の改変)					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
	プラント及び重機の稼働	○	○	○	○			○								○		
	岩石等の搬出	○	○	○	○													

## 備考

- 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する岩石等の採取の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
  - (1) 工事の実施に関する内容
    - ア 建設機械を用いて、造成工事を行う。
    - イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
  - (2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
    - ア 工事の完了後、当該事業の目的である岩石等の採取場が存在し、かつ、当該採取場が稼働し、岩石等の採取の用に供される。
    - イ 車両により、岩石等の搬出を行う。
- 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 9 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

### 別表第29(第5条関係)

#### その他の造成事業に係る参考項目

別表第30(第5条関係)  
港湾計画に係る参考項目

別表第31(第7条関係)

## 一般国道等の新設又は改築の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則(昭和27年運輸省令第101号)第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 (2) 自動車の走行 季節ごとにそれぞれ1週間	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期 (2) 自動車の走行 供用開始後定常状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
浮遊粒子状物質	自動車の走行	1 調査すべき情報 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 大気の汚染に係る環境基準に規定する浮遊粒子状物質の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 季節ごとにそれぞれ1週間	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 供用開始後定常状態となる時期及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大となる時期
粉じん等	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 粉じん等の状況 (2) 気象の状況	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域	2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

		<p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>
騒音	<p>建設機械の稼働</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>自動車の走行</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 建設機械の稼働 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況 (2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ア 騒音の状況 イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況 (3) 自動車の走行 ア 騒音の状況 イ 新設又は改築される道路の沿道の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 建設機械の稼働 騒音の状況については、騒音規制法(昭和43年法律第98号)第15条第1項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法 (2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに自動車の走行 騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 騒音に係る環境影響が最大となる時期 (2) 自動車の走行 供用開始後定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
振動	<p>建設機械の稼働</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>自動車の走行</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 振動の状況 (2) 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 振動に係る環境影響が最大となる時期 (2) 自動車の走行 供用開始後定常状態とな</p>

			る時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期
低周波音	自動車の走行	<p>1 調査すべき情報 低周波音の音圧レベル</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 低周波音の伝搬の特性を踏まえて低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 低周波音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 低周波音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、低周波音の伝搬の特性を踏まえて低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 低周波音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における低周波音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 低周波音に係る環境影響が最大となる時期</p>
水象に係る流量、流速等	道路の存在(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)(土地の改変)	<p>1 調査すべき情報 河川、湖沼等の流量、流速等の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水象の特性を踏まえて流量、流速等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水象の特性を踏まえて調査地域における流量、流速等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水象の特性を踏まえて調査地域における流量、流速等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水象の特性を踏まえて流量、流速等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 水象の特性を踏まえて予測地域における流量、流速等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 水象の特性を踏まえて流量、流速等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
	道路の存在(嵩上げ式)(土地の改変)	<p>1 調査すべき情報 河川、湖沼等の流量、流速等の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水象の特性を踏まえて流量、流速等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水象の特性を踏まえて調査地域における流量、流速等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水象の特性を踏まえて調査地域における流量、流速等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水象の特性を踏まえて流量、流速等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 水象の特性を踏まえて予測地域における流量、流速等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 水象の特性を踏まえて流量、流速等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
水の濁り	切土工等又は既存の工作物の除去	<p>1 調査すべき情報 (1) 濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>(3) 土質の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
	工事施工ヤードの設置	<p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況について)、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
	工事用道路等の設置	<p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況について)、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
地下水に係る水位、流向等	道路の存在(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)(土地の改変)	<p>1 調査すべき情報 (1) 地下水の水位の状況</p> <p>(2) 地下水の流向の状況</p> <p>(3) 湧水の位置、湧水量の状況</p> <p>(4) 地下水(帶水層)の賦存形態の状況</p> <p>(5) 地質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の水位、流向等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法 地下水の水理に関する解析又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位、流向等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 地質の特性を踏まえて予測地域における地下水の水位、流向等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>

		<p>地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位、流向等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位、流向等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 地下水の水位、流向等に係る環境影響が定常状態になる時期</p>
重要な地形及び地質	工事施工ヤードの設置	1 調査すべき情報 (1) 地形及び地質の概況 (2) 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性	1 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析
	工事用道路等の設置	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	2 予測地域 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
	道路の存在(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)(土地の改変)	3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域	3 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期
	道路の存在(嵩上げ式)(土地の改変)	4 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期	4 予測の基本的な手法 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期
日照阻害	道路の存在(嵩上げ式)(土地の改変)	1 調査すべき情報 (1) 土地利用の状況 (2) 地形の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理 3 調査地域 土地利用及び地形の特性を踏まえて日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期	1 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日影図の作成 2 予測地域 調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 土地利用及び地形の特性を踏まえて予測地域における日照阻害に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 施設(嵩上げ式)の設置が完了する時期
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	切土工等又は既存の工作物の除去	1 調査すべき情報 (1) 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況 (2) 動物の重要な種及び群集の分布、生息の状況及び生息環境の状況	1 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び群集並びに注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析
	工事施工ヤードの設置	(3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況	2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
	工事用道路等の設置	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
	道路の存在(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)(土地の改変)	3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	切土工等又は既存の工作物の除去	1 調査すべき情報 (1) 種子植物その他主な植物に係る植物相及び群落の状況 (2) 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況	1 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び群落並びに注目すべき生育地について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析
	工事施工ヤードの設置	(3) 注目すべき生育地の分布並びに当該生育地が注目される理由である植物の種の生育の状況及び生育環境の状況	
	工事用道路等の設置		
	道路の存在(地表式又は		

	<p>堀割式若しくはトンネル式)(土地の改変)</p> <p>道路の存在(嵩上げ式)(土地の改変)</p>	<p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 植物の生育及び群落の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育及び群落の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び群落の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 植物の生育及び群落の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
地域を特徴づける生態系	<p>切土工等又は既存の工作物の除去</p> <p>工事施工ヤードの設置</p> <p>工事用道路等の設置</p> <p>道路の存在(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)(土地の改変)</p> <p>道路の存在(嵩上げ式)(土地の改変)</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 無機環境における非生物的要素(地形・地質、気象、水象等)の状況 (2) 生物環境における生物的要素(植物相、植物群落、植生、動物相、動物群集)の状況 (3) 人為的環境における人為的要素(土地利用、土地改変、大気汚染、水質汚濁等)の状況 (4) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	<p>道路の存在(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)(土地の改変)</p> <p>道路の存在(嵩上げ式)(土地の改変)</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 主要な眺望点の状況 (2) 景観資源の状況 (3) 主要な眺望景観の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域</p> <p>4 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びに主要な眺望景観についての完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	<p>道路の存在(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)(土地の改変)</p> <p>道路の存在(嵩上げ式)(土地の改変)</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p>	<p>1 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との</p>

		<p>4 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期
建設工事に伴う副産物	切土工等又は既存の工作物の除去		1 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握
	工事用道路等の設置		2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 工事期間
文化財	工事施工ヤードの設置	1 調査すべき情報 (1) 文化財の種類、指定区分、位置及び分布の状況 (2) 埋蔵文化財包蔵地の内容、位置及び分布並びに埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所の状況	1 予測の基本的な手法 文化財について、その改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析
	工事用道路等の設置	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	2 予測地域 調査地域のうち、文化財の特性を踏まえて文化財に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
	道路の存在(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)(土地の改变)	3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域	3 予測対象時期等 文化財の特性を踏まえて文化財に係る環境影響を的確に把握できる時期
	道路の存在(嵩上げ式)(土地の改变)	4 調査地点 文化財の特性を踏まえて調査地域における文化財に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 文化財の特性を踏まえて調査地域における文化財に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
備考			
<p>1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。</p> <p>4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。</p> <p>9 この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。</p> <p>10 この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。</p>			

別表第32(第7条関係)

森林地域における一般国道等の新設又は改築の事業及び森林法第193条に規定する林道の開設又は拡張の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法		
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法	
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第31 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			
	自動車の走行			
粉じん等	建設機械の稼働	別表第31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			
水象に係る流量、流速等	事業の立地及び道路の存在(土地の改変)	別表第31 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
水の濁り	造成等工事による一時的な影響	別表第31 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
地下水に係る水位、流向等	事業の立地及び道路の存在(土地の改変)	別表第31 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
重要な地形及び地質	事業の立地及び道路の存在(土地の改変)	別表第31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成等工事による一時的な影響	別表第31 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	事業の立地及び道路の存在(土地の改変)			
	自動車の走行			
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成等工事による一時的な影響	別表第31 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	事業の立地及び道路の存在(土地の改変)			
地域を特徴づける生態系	造成等工事による一時的な影響	別表第31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	事業の立地及び道路の存在(土地の改変)			
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	事業の立地及び道路の存在(土地の改変)	別表第31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	事業の立地及び道路の存在(土地の改変)	別表第31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
建設工事に伴う副産物	造成等工事による一時的な影響	別表第31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
二酸化炭素	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 建設機械、車両等のエネルギー消費効率	1 予測の基本的な手法 建設機械、車両等の稼働に伴い発生する二酸化炭素の排出に関する計算 2 予測地域 事業実施区域 3 予測対象時期等 工事期間	
文化財	事業の立地及び道路の存在(土地の改変)	別表第31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
備考	1 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。			

- 2 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 3 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 4 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 5 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 6 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第33(第7条関係)

## ダムの新築の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	ダムの堤体の工事	1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算
	原石の採取の工事	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法	2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
	施工設備及び工事用道路の設置の工事	3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点
	建設発生土の処理の工事	4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	4 予測対象時期等 窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期
	道路の付替の工事	5 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	
粉じん等	ダムの堤体の工事	別表第31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	原石の採取の工事		
	施工設備及び工事用道路の設置の工事		
	建設発生土の処理の工事		
	道路の付替の工事		
騒音	ダムの堤体の工事	1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況 (3) 工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算
	原石の採取の工事	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 建設機械の稼働が予想される対象事業実施区域及びその周辺の区域における騒音の状況 騒音規制法第15条第1項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法	2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
	施工設備及び工事用道路の設置の工事	(2) 工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における騒音の状況 騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法	3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点
	建設発生土の処理の工事	3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	4 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大となる時期
	道路の付替の工事	4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	

振動	ダムの堤体の工事	1 調査すべき情報 (1) 工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における振動の状況	1 予測の基本的な手法 (1) 建設機械の稼働 事例の引用又は解析
	原石の採取の工事	(2) 地盤の状況	(2) 工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 振動について、振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算
	施工設備及び工事用道路の設置の工事	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における振動の状況については、振動規制法施行規則別表第 2 備考 4 及び 7 に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析	2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
	建設発生土の処理の工事	3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点
	道路の付替の工事	4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	4 予測対象時期等 振動に係る環境影響が最大となる時期
低周波音	原石の採取の工事	別表第 31 低周波音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	ダムの供用及び貯水池の存在		
水象に係る流量、流速等	ダムの堤体の工事	別表第 31 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	原石山の跡地の存在		
	道路の存在		
	建設発生土の処理場の跡地の存在		
	ダムの供用及び貯水池の存在		
水の濁り	ダムの堤体の工事	別表第 31 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	原石の採取の工事		
	施工設備及び工事用道路の設置の工事		
	建設発生土の処理の工事		
	道路の付替の工事		
	ダムの供用及び貯水池の存在	1 調査すべき情報 (1) 濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況 (2) 気象の状況 (3) 水温の状況	1 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の收支に関する計算又は事例の引用若しくは解析
		2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析	2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水の濁りの予測及び評価に必要な情報を把握できる地域
		3 調査地域 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水の濁りの予測及び評価に必要な情報を把握できる地域	3 予測地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点
		4 調査地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	4 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期
		5 調査期間等 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	

水温	ダムの供用及び貯水池の存在	<p>1 調査すべき情報            (1) 水温及びその調査時における流量の状況            (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法            文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域            流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水温の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点            流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等            流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法            熱の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域            調査地域のうち、流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点            流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて予測地域における水温に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等            施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
富栄養化	ダムの供用及び貯水池の存在	<p>1 調査すべき情報            (1) 富栄養化に係る事項及びその調査時における流量の状況            (2) 気象の状況            (3) 水温の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法            文献その他の資料及び現地調査による情報(富栄養化に係る事項のうち、水質汚濁に係る環境基準のあるものの状況については、当該環境基準に規定する測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域            流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の富栄養化の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点            流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等            流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法            統計的手法、富栄養化に係る物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域            調査地域のうち、流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点            流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等            施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
溶存酸素量	ダムの供用及び貯水池の存在	<p>1 調査すべき情報            (1) 溶存酸素量の状況            (2) 水温の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法            文献その他の資料及び現地調査による情報(溶存酸素量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する溶存酸素量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域            流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて溶存酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の溶存酸素量の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点            流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等            流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法            溶存酸素の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域            調査地域のうち、流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて溶存酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点            流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて予測地域における溶存酸素量に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等            施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
水素イオン濃度	ダムの堤体の工事	<p>1 調査すべき情報            水素イオン濃度及びその調査時における流量の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法            事例の引用又は解析</p>
	ダムの供用及び貯水池の存在	<p>2 調査の基本的な手法            文献その他の資料及び現地調査による情報(水素イオン濃度</p>	<p>2 予測地域            調査地域のうち、流域の特</p>

		<p>の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する水素イオン濃度の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて予測地域における水素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 (1) 工事による水素イオン濃度に係る環境影響が最大となる時期 (2) 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	
重要な地形及び地質	<p>ダムの堤体の存在</p> <p>原石山の跡地の存在</p> <p>道路の存在</p> <p>建設発生土の処理場の跡地の存在</p> <p>ダムの供用及び貯水池の存在</p>	別表第31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	<p>ダムの堤体の工事</p> <p>原石の採取の工事</p> <p>施工設備及び工事用道路の設置の工事</p> <p>建設発生土の処理の工事</p> <p>道路の付替の工事</p> <p>ダムの堤体の存在</p> <p>原石山の跡地の存在</p> <p>道路の存在</p> <p>建設発生土の処理場の跡地の存在</p> <p>ダムの供用及び貯水池の存在</p>	別表第31 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	<p>1 調査すべき情報 (1) 脊椎動物、昆虫類その他主な陸生動物及び主な水生動物に係る動物相の状況 (2) 動物の重要な種及び群集の分布、生息の状況及び生息環境の状況 (3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 (1) 水生動物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象事業実施区域の下流の地域で、施設の供用によってその生息環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 (2) 水生動物以外の動物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び群集並びに注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	<p>ダムの堤体の工事</p> <p>原石の採取の工事</p> <p>施工設備及び工事用道路の設置の工事</p>	別表第31 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		

	建設発生土の処理の工事	
	道路の付替の工事	
	ダムの堤体の存在	1 調査すべき情報 (1) 種子植物その他主な陸生植物及び水生植物に係る植物相、群落並びにけい藻類などの群集の状況 (2) 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 (3) 注目すべき生育地の分布並びに当該生育地が注目される理由である植物の種の生育の状況及び生育環境の状況
	原石山の跡地の存在	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
	道路の存在	3 調査地域 (1) 水生植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象事業実施区域の下流の地域で、施設の供用によってその生育環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 (2) 水生植物以外の植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域
	建設発生土の処理場の跡地の存在	4 調査地点 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路
	ダムの供用及び貯水池の存在	5 調査期間等 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯
地域を特徴づける生態系	ダムの堤体の工事	別表第31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	原石の採取の工事	
	施工設備及び工事用道路の設置の工事	
	建設発生土の処理の工事	
	道路の付替の工事	
	ダムの堤体の存在	1 調査すべき情報 (1) 無機環境における非生物的要素(地形・地質、気象、水象等)の状況 (2) 生物環境における生物的要素(植物相、植物群落、植生、動物相、動物群集)の状況 (3) 人為的環境における人為的要素(土地利用、土地改変、大気汚染、水質汚濁等)の状況 (4) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況
	原石山の跡地の存在	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
	道路の存在	3 調査地域 (1) 水生動植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象事業実施区域の下流の地域で、施設の供用によってその生息環境又は生育環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 (2) 水生動植物以外の動植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域
	建設発生土の処理場の跡地の存在	4 調査地点 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路
	ダムの供用及び貯水池の存在	5 調査期間等 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯
		1 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び群落並びに注目すべき生育地について、分布又は生育環境改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を的確に把握できる時期

主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	ダムの堤体の存在	別表第31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	原石山の跡地の存在	
	道路の存在	
	建設発生土の処理場の跡地の存在	
	ダムの供用及び貯水池の存在	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	ダムの堤体の工事	別表第31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	原石の採取の工事	
	施工設備及び工事用道路の設置の工事	
	建設発生土の処理の工事	
	道路の付替の工事	
	ダムの堤体の存在	
	原石山の跡地の存在	
	道路の存在	
	建設発生土の処理場の跡地の存在	
	ダムの供用及び貯水池の存在	
建設工事に伴う副産物	ダムの堤体の工事	別表第31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	原石の採取の工事	
	施工設備及び工事用道路の設置の工事	
	建設発生土の処理の工事	
	道路の付替の工事	
文化財	ダムの堤体の存在	別表第31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	原山の跡地の存在	
	道路の存在	
	建設発生土の処理場の跡地の存在	
	ダムの供用及び貯水池の存在	

#### 備考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第34(第7条関係)

## 堰の新築又は改築の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	堰の工事	別表第33 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	護岸の工事		
	掘削の工事		
粉じん等	堰の工事	別表第31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	護岸の工事		
	掘削の工事		
騒音	堰の工事	別表第33 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	護岸の工事		
	掘削の工事		
振動	堰の工事	別表第33 振動の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	護岸の工事		
	掘削の工事		
水象に係る流量、流速等	堰の工事	別表第31 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	堰の供用及び湛水区域の存在		
水の濁り	堰の工事	別表第31 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	護岸の工事		
	掘削の工事		
富栄養化	堰の供用及び湛水区域の存在	別表第33 富栄養化の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
溶存酸素量	堰の供用及び湛水区域の存在	別表第33 溶存酸素量の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水素イオン濃度	堰の供用及び湛水区域の存在	<p>1 調査すべき情報 水素イオン濃度及びその調査時における流量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(水素イオン濃度の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する水素イオン濃度の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 湛水区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて予測地域における水素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
水底の泥土	堰の供用及び湛水区域の存在	<p>1 調査すべき情報 (1) 水底の泥土及びその調査時の流量 (2) 濁度又は浮遊物質量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて水底の泥土に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水底の泥土の予測</p>	<p>1 予測の基本的な手法 堆積物の移動に関する解析又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて水底の泥土に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p>

		<p>及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて調査地域における水底の泥土に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて調査地域における水底の泥土に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて予測地域における水底の泥土に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
地下水の水位	堰の供用及び湛水区域の存在	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 地下水の水位の状況</p> <p>(2) 地質の状況</p> <p>(3) 河川の水位の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 地下水の水理に関する解析又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 地質の特性を踏まえて予測地域における地下水の水位に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 地下水の水位に係る環境影響が定常状態になる時期</p>
重要な地形及び地質	堰及び護岸の存在	別表第31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	堰の供用及び湛水区域の存在	別表第31 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	堰の工事 護岸の工事 掘削の工事	別表第31 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地域を特徴づける生態系	堰及び護岸の存在 堰の供用及び湛水区域の存在	別表第33 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部ダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土の処理場の跡地の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	堰の工事 護岸の工事 掘削の工事	別表第31 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	堰及び護岸の存在 堰の供用及び湛水区域の存在	別表第33 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部ダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土の処理場の跡地の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	堰の工事 護岸の工事 掘削の工事	別表第31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	堰及び護岸の存在 堰の供用及び湛水区域の存在	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 無機環境における非生物的要素(地形・地質、気象、水象等)の状況</p> <p>(2) 生物環境における生物的要素(植物相、植物群落、植生、動物相、動物群集)の状況</p> <p>(3) 人為的環境における人為的要素(土地利用、土地改変、大気汚染、水質汚濁等)の状況</p> <p>(4) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>(1) 水生動植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象事業実施区域の下流の地域で、施設の供</p>	<p>1 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 非生物的要素、生物的要</p>

		<p>用によってその生息環境又は生育環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>(2) 水生動植物以外の動植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	<p>堰及び護岸の存在</p> <p>堰の供用及び湛水区域の存在</p>	別表第31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	<p>堰の工事</p> <p>護岸の工事</p> <p>掘削の工事</p> <p>堰及び護岸の存在</p> <p>堰の供用及び湛水区域の存在</p>	別表第31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
建設工事に伴う副産物	<p>堰の工事</p> <p>護岸の工事</p> <p>掘削の工事</p>	別表第31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
文化財	<p>堰及び護岸の存在</p> <p>堰の供用及び湛水区域の存在</p>	別表第31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
備考	<p>1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。</p> <p>4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。</p>		

別表第35(第7条関係)

## 放水路の新築の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	洪水を分流させる施設の工事	別表第33 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	掘削の工事		
	堤防の工事		
粉じん等	洪水を分流させる施設の工事	別表第31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	掘削の工事		
	堤防の工事		
騒音	洪水を分流させる施設の工事	別表第33 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	掘削の工事		
	堤防の工事		
振動	洪水を分流させる施設の工事	別表第33 振動の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	掘削の工事		
	堤防の工事		
水象に係る流量、流速等	放水路の存在及び供用	別表第31 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
水の濁り	放水路の存在及び供用	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 濁度又は浮遊物質及びその調査時における流量の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>(3) 放流先の水域の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流入元の河川及び流出先の水域の特性並びに水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水の濁りの予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流入元の河川及び流出先の水域の特性並びに水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>流入元の河川及び流出先の水域の特性並びに水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流入元の河川及び流出先の水域の特性並びに水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>流入元の河川及び流出先の水域の特性並びに水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>洪水時の放水路の供用によって水の濁りに係る環境影響が発生する時期</p>
地下水の塩素イオン濃度	放水路の存在及び供用	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 地下水の塩素イオン濃度の状況</p> <p>(2) 地下水の水位の状況</p> <p>(3) 地質の状況</p> <p>(4) 地下水の利用の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>地質の特性を踏まえて地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の塩素イオン</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>塩素イオンの物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>地質の特性を踏まえて予測地域における地下水の塩素イ</p>

		<p>濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>オン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 放水路が供用されて地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響が定常状態になる時期</p>
地下水の水位	放水路の存在及び供用	<p>1 調査すべき情報 (1) 地下水の水位の状況 (2) 地質の状況 (3) 地下水の利用の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 地下水の水理に関する解析又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 地質の特性を踏まえて予測地域における地下水の水位に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 放水路が供用されて地下水の水位に係る環境影響が定常状態になる時期</p>
重要な地形及び地質	放水路の存在及び供用	別表第 31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水の水位の低下による地盤沈下	放水路の存在及び供用	<p>1 調査すべき情報 (1) 地下水の水位の低下による地盤沈下の状況 (2) 地下水の水位の状況 (3) 地質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するため必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するため必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間又は時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 地下水の水理に関する解析又は地盤の圧密に関する解析若しくは事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 地質の特性を踏まえて予測地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設が供用されて地下水の水位が定常状態になる時期</p>
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	洪水を分流させる施設の工事	別表第 31 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	掘削の工事		
	堤防の工事		
	放水路の存在及び供用	別表第 33 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部ダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土の処理場の跡地の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	洪水を分流させる施設の工事	別表第 31 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	掘削の工事		
	堤防の工事		
	放水路の存在及び供用	別表第 33 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部ダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土の処理場の跡地の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	洪水を分流させる施設の工事	別表第 31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	掘削の工事		

	堤防の工事	
	放水路の存在及び供用	別表第34 地域を特徴づける生態系の部堰及び護岸の存在並びに堰の供用及び湛水区域の存在の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	放水路の存在及び供用	別表第31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	洪水を分流させる施設の工事	別表第31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	掘削の工事	
	堤防の工事	
	放水路の存在及び供用	
建設工事に伴う副産物	洪水を分流させる施設の工事	別表第31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	掘削の工事	
	堤防の工事	
文化財	放水路の存在及び供用	別表第31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。

備考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第36(第7条関係)

## 鉄道の建設又は改良の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法		
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法	
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第33 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			
粉じん等	建設機械の稼働	別表第31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			
騒音	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 建設機械の稼働 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況 (2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ア 騒音の状況 イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況 (3) 列車の走行 騒音の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 建設機械の稼働 騒音の状況については、騒音規制法第15条第1項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法 (2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに列車の走行 騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 騒音に係る環境影響が最大となる時期 (2) 列車の走行 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			
	列車の走行(地下を走行する場合を除く。)			
振動	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 地盤の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 振動に係る環境影響が最大となる時期	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	1 調査すべき情報 (1) 振動の状況 (2) 地盤の状況 2 調査の基本的な手法	1 予測の基本的な手法 (1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 振動レベルの80パーセ	
	列車の走行(地下を走行する場合を除く。)			

	列車の走行(地下を走行する場合に限る。)	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>ントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>(2) 列車の走行(地下を走行する場合を除く。)及び列車の走行(地下を走行する場合に限る。)</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 (1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 振動に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>(2) 列車の走行 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
水象に係る流量、流速等	鉄道施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変)	別表第31 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	鉄道施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)		
水の濁り	切土工等又は既存の工作物の除去	別表第31 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水位、流向等	鉄道施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変)	別表第31 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	鉄道施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変)	別表第31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	鉄道施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)		
日照阻害	鉄道施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	別表第31 日照阻害の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	切土工等又は既存の工作物の除去	別表第31 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	鉄道施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変)		
	鉄道施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	切土工等又は既存の工作物の除去	別表第31 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	鉄道施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変)		
	鉄道施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)		
地域を特徴づける生態系	切土工等又は既存の工作物の除去	別表第31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	鉄道施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変)		

	鉄道施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	鉄道施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変)	別表第31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	鉄道施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	鉄道施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変)	別表第31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	鉄道施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	
建設工事に伴う副産物	切土工等又は既存の工作物の除去	別表第31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
文化財	鉄道施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変)	別表第31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	鉄道施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	

備考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。
- 9 この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

別表第37(第7条関係)

## 軌道の建設又は改良の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第33 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	別表第36 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	車両の走行(地下を走行する場合を除く。)		
振動	建設機械の稼働	別表第36 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。 別表第36 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、列車の走行(地下を走行する場合を除く。)及び列車の走行(地下を走行する場合に限る。)の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	車両の走行(地下を走行する場合を除く。)		
	車両の走行(地下を走行する場合に限る。)		
水象に係る流量、流速等	軌道の施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変)	別表第31 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	軌道の施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)		
水の濁り	切土工等又は既存の工作物の除去	別表第31 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水位、流向等	軌道の施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変)	別表第31 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	軌道の施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変)	別表第31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	軌道の施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)		
日照阻害	軌道の施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	別表第31 日照阻害の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	切土工等又は既存の工作物の除去	別表第31 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	軌道の施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変)		
	軌道の施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	切土工等又は既存の工作物の除去	別表第31 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	軌道の施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変)		
	軌道の施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)		
地域を特徴づけ	切土工等又は既存の工作物の除去	別表第31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

る生態系	物の除去	
	軌道の施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変)	
	軌道の施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	軌道の施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変)	別表第31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	軌道の施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	軌道の施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変)	別表第31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	軌道の施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	
建設工事に伴う副産物	切土工等又は既存の工作物の除去	別表第31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
文化財	軌道の施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変)	別表第31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	軌道の施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	

#### 備考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。
- 9 この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

別表第38(第7条関係)

飛行場の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 (2) 航空機の運航及び飛行場の施設の供用 季節ごとにそれぞれ1週間	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式による理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期 (2) 航空機の運航及び飛行場の施設の供用 飛行場の施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	建設機械の稼働		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 建設機械の稼働 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況 (2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ア 騒音の状況 イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 建設機械の稼働 騒音の状況については、騒音規制法第15条第1項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法 (2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大となる時期
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		

		<p>5 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	
	航空機の運航	<p>1 調査すべき情報</p> <p>騒音の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 国土交通省所管飛行場に係る騒音の状況</p> <p>飛行場及びその施設の設置の事業にあっては騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法、飛行場及びその施設の変更の事業にあっては航空機騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法</p> <p>(2) 防衛省所管飛行場に係る騒音の状況</p> <p>飛行場及びその施設の設置の事業にあっては騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法、飛行場及びその施設の変更の事業にあっては防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則(昭和 49 年総理府令第 43 号)第 1 条の規定による算定方法</p> <p>3 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時間及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>(1) 国土交通省所管飛行場 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行規則(昭和 49 年運輸省令第 6 号)第 1 条第 1 項に規定する算定方法</p> <p>(2) 防衛省所管飛行場 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則第 1 条に規定する算定方法</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>飛行場の施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
振動	建設機械の稼働	別表第 36 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 振動の状況</p> <p>(2) 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第 2 備考 4 及び 7 に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
低周波音	航空機の運航	別表第 31 低周波音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水象に係る流量、流速等	飛行場及びその施設の存在(土地の改変)	別表第 31 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の汚れ	飛行場の施設の供用	<p>1 調査すべき情報</p> <p>国又は関係する地方公共団体による水質に係る規制等の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>汚水を排水する公共用水域</p> <p>4 調査地点</p> <p>汚水を排水する地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>原単位法により生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量を計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>汚水を排水する公共用水域</p> <p>3 予測地点</p> <p>汚水を排水する地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>飛行場の施設の供用が定</p>

			常状態であり、適切に予測できる時期
水の濁り	造成等の施工による一時的な影響	<p>1 調査すべき情報            (1) 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。)            (2) 流れの状況            (3) 気象の状況            (4) 土質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法            文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域            流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点            流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等            流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における造成等の施工による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法            浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域            調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点            流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等            水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
地下水に係る水位、流向等	飛行場及びその施設の存在(土地の改変)	別表第31 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	飛行場及びその施設の存在(土地の改変)	別表第31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成等の施工による一時的な影響	別表第31 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	飛行場及びその施設の存在(土地の改変)		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成等の施工による一時的な影響	別表第31 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	飛行場及びその施設の存在(土地の改変)		
地域を特徴づける生態系	造成等の施工による一時的な影響	別表第31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	飛行場及びその施設の存在(土地の改変)		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	飛行場及びその施設の存在(土地の改変)	別表第31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	飛行場及びその施設の存在(土地の改変)	別表第31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
建設工事に伴う副産物	造成等の施工による一時的な影響	別表第31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
二酸化炭素	建設機械の稼働	<p>1 調査すべき情報            建設機械、作業船、車両等のエネルギー消費効率</p>	<p>1 予測の基本的な手法            建設機械、作業船、車両等の稼働に伴い発生する二酸化炭素の排出に関する計算</p> <p>2 予測地域            対象飛行場事業実施区域及び前号における計算を適切に行うために必要な地域</p> <p>3 予測対象時期等            工事期間及び事業活動が正常状態になる時期</p>

	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	1 調査すべき情報 建設機械、作業船、車両等のエネルギー消費効率	1 予測の基本的な手法 建設機械、作業船、車両等の稼働に伴い発生する二酸化炭素の排出に関する計算 2 予測地域 対象飛行場事業実施区域及び前号における計算を適切に行うために必要な地域 3 予測対象時期等 工事期間及び事業活動が定常状態になる時期
文化財	飛行場及びその施設の存在(土地の改変)	別表第31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
<b>備考</b>			
<p>1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。</p> <p>4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。</p>			

別表第39(第7条関係)

## 水力発電所の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	工事用資材等の搬出入	別表第33 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	建設機械の稼働		
粉じん等	工事用資材等の搬出入	別表第31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	建設機械の稼働		
騒音	工事用資材等の搬出入	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 工事用資材等の搬出入</p> <p>ア 道路交通騒音の状況</p> <p>イ 道路の沿道の状況</p> <p>ウ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>(2) 建設機械の稼働</p> <p>ア 騒音の状況</p> <p>イ 地表面の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
	建設機械の稼働	<p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 工事用の資材等の搬出入</p> <p>騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法</p> <p>(2) 建設機械の稼働</p> <p>騒音の状況については、騒音規制法第15条第1項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法</p> <p>3 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	
振動	工事用資材等の搬出入	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 工事用資材等の搬出入</p> <p>ア 道路交通振動の状況</p> <p>イ 地盤の状況</p> <p>ウ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>(2) 建設機械の稼働</p> <p>地盤の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>(1) 工事用資材等の搬出入</p> <p>振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>(2) 建設機械の稼働</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
	建設機械の稼働	<p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行が予想される道路交通振動の状況については、振動規制法施行規則別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。</p> <p>3 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	
水象に係る流	地形改変及び施設の存在	別表第31 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

量、流速等	貯水池の存在		
	河水の取水		
水の汚れ	貯水池の存在	<p>1 調査すべき情報            (1) 水の汚れに係る項目の状況            (2) 流量の状況            (3) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法            文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域            流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で、当該の水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点            流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等            流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法            統計的手法又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域            調査地域のうち、流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点            流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等            発電所の運転が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期</p>
	河水の取水	<p>1 調査すべき情報            (1) 水の汚れに係る項目の状況            (2) 流量の状況            (3) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法            文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域            流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点            流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等            流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法            単純混合式を用いた理論計算</p> <p>2 予測地域            調査地域のうち、流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点            流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等            発電所の運転が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期</p>
富栄養化	貯水池の存在	<p>1 調査すべき情報            (1) 全窒素、全隣の流入量の状況            (2) 流量の状況            (3) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法            文献その他の資料及び現地調査による情報(全窒素、全隣の流入量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する全窒素、全隣の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域            流域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえて、富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点            流域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等            流域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法            統計的手法又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域            調査地域のうち、流域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえ富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点            流域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等            発電所の運転が定常状態となる時期及び富栄養化に係る環境影響が最大となる時期</p>
水の濁り	造成等の施工による一時的な影響	別表第 31 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

	貯水池の存在	<p>1 調査すべき情報            (1) 濁度又は浮遊物質及びその調査時における流量の状況            (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法            文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域            流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水の濁りの予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点            流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等            流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法            浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域            調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点            流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等            発電所の運転が定常状態となる時期及び水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
溶存酸素量	貯水池の存在	<p>1 調査すべき情報            (1) 溶存酸素量の状況            (2) 流量の状況            (3) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法            文献その他の資料及び現地調査による情報(溶存酸素量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する溶存酸素量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域            流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて溶存酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の溶存酸素量の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点            流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等            流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法            溶存酸素の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域            調査地域のうち、流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて溶存酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点            流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて予測地域における溶存酸素量に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等            発電所の運転が定常状態となる時期及び溶存酸素量に係る環境影響が最大となる時期</p>
水素イオン濃度	造成等の施工による一時的な影響	<p>1 調査すべき情報            (1) 水素イオン濃度の状況            (2) 流量の状況            (3) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法            文献その他の資料及び現地調査による情報(水素イオン濃度の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する水素イオン濃度の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域            流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点            流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等            流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法            事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域            調査地域のうち、流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点            流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて予測地域における水素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等            造成等の施工による水素イオン濃度に係る環境影響が最大となる時期</p>
水温	貯水池の存在	<p>1 調査すべき情報            (1) 水温及びその調査時における流量の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法            热の収支に関する計算又は</p>

		<p>(2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水温の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて予測地域における水温に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水温に係る環境影響が最大となる時期
重要な地形及び地質	地形改変及び施設の存在	別表第31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	貯水池の存在		
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成等の施工による一時的な影響	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) ほ乳類、鳥類、は虫類、両生類及び昆虫類その他の主な動物に関する動物相の状況</p> <p>(2) 魚類その他の主な動物(以下「水生動物」という。)に関する動物相の状況</p> <p>(3) 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>(1) 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>(2) 河水の取水により水生動物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>動物(水生動物を含む。)の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>動物(水生動物を含む。)の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>動物の重要な種及び群集並びに注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、動物(水生動物を含む。)の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成等の施工による一時的な影響	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 種子植物その他主な陸生植物及び水生植物に係る植物相、群落及びけい藻類などの群集の状況</p> <p>(2) 植物の重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>(1) 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>(2) 河水の取水により種子植物その他主な植物に係る環境影響が及ぶおそれがある地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>植物の重要な種及び群落並びに注目すべき生育地について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
地域を特徴づけ	造成等の施工による一時	1 調査すべき情報	1 予測の基本的な手法

る生態系	的な影響	(1) 無機環境における非生物的要素(地形・地質、気象、水象等)の状況 (2) 生物環境における生物的要素(植物相、植物群落、植生、動物相、動物群集)の状況 (3) 人為的環境における人為的要素(土地利用、土地改変、大気汚染、水質汚濁等)の状況 (4) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況	注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期
	地形改変及び施設の存在		
	貯水池の存在		
	河水の取水	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 (1) 対象事業実施区域及びその周辺の区域 (2) 河水の取水により注目種等に係る環境影響が及ぶおそれがある地域 4 調査地点 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 5 調査期間等 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設の存在	別表第31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	貯水池の存在		
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事用資材等の搬出入	別表第31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変及び施設の存在		
	貯水池の存在		
	河水の取水		
廃棄物	造成等の施工による一時的な影響		1 予測の基本的な手法 廃棄物の種類ごとの排出及び処分の状況の把握 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 工事期間
文化財	地形改変及び施設の存在	別表第31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	貯水池の存在		
備考			
	1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。		

別表第40(第7条関係)

## 火力発電所の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
硫黄酸化物	施設の稼働(排ガス)	<p>1 調査すべき情報            (1) 二酸化硫黄の濃度の状況            (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法            文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析            (1) 二酸化硫黄の状況            二酸化硫黄に係る環境基準に規定する二酸化硫黄の濃度の測定の方法            (2) 気象の状況            気象業務法施行規則第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法</p> <p>3 調査地域            硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえ、硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点            硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等            原則として1年間(気象の状況において、高層の気象を調査する場合は、各季節ごとに各1週間)</p>	<p>1 予測の基本的な手法            大気の拡散式に基づく理論計算</p> <p>2 予測地域            調査地域のうち、硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等            発電所の運転が定常状態となる時期及び硫黄酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p>
窒素酸化物	工事用資材等の搬出入	別表第33 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	建設機械の稼働		
	資材等の搬出入		
	施設の稼働(排ガス)	<p>1 調査すべき情報            (1) 二酸化窒素の濃度の状況            (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法            文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析            (1) 二酸化窒素の濃度の状況            二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法            (2) 気象の状況            気象業務法施行規則第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法</p> <p>3 調査地域            窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点            窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等            原則として1年間(気象の状況において、高層の気象を調査する場合は、各季節ごとに各1週間)</p>	<p>1 予測の基本的な手法            大気の拡散式に基づく理論計算</p> <p>2 予測地域            調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等            発電所の運転が定常状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p>
	浮遊粒子状物質	<p>1 調査すべき情報            (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況            (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法            文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析            (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況            浮遊粒子状物質に係る環境基準に規定する浮遊粒子状物質の濃度の測定の方法</p>	<p>1 予測の基本的な手法            大気の拡散式に基づく理論計算</p> <p>2 予測地域            調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p>

		<p>(2) 気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法</p> <p>3 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 原則として1年間(気象の状況において、高層の気象を調査する場合は、各季節ごとに各1週間)</p>	発電所の運転が定常状態となる時期及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大となる時期
石炭粉じん	地形改変及び施設の存在	1 調査すべき情報 (1) 降下ばいじんの状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 降下ばいじんの状況 デポジットゲージ又はダストジャーによる測定 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び石炭粉じんに係る環境影響が最大となる時期
粉じん等	工事用資材等の搬出入	別表第31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
騒音	工事用資材等の搬出入	<p>1 調査すべき情報 (1) 道路交通騒音の状況 (2) 道路の沿道の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(道路交通騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 建設機械の稼働	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点
	施設の稼働(機械等の稼働)		

		<p>騒音の状況については、騒音規制法第15条第1項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法</p> <p>(2) 施設の稼働(機械等の稼働) 騒音の状況については、環境基準において定められた騒音についての測定の方法</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働 騒音に係る環境影響が最大となる時期 (2) 施設の稼働(機械等の稼働) 発電所の運転が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
振動	工事用資材等の搬出入	別表第38 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項参考手法の欄に掲げる手	法に同じ。
	資材等の搬出入		
	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 地盤の状況	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析
	施設の稼働(機械等の稼働)	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
		3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点
		4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	4 予測対象時期 (1) 建設機械の稼働 振動に係る環境影響が最大となる時期 (2) 施設の稼働(機械等の稼働) 発電所の運転が定常状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期
		5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	
水象に係る流向及び流速	地形改变及び施設の存在	1 調査すべき情報 流況の状況	1 予測の基本的な手法 数理モデルによる理論計算又は水理模型実験
	施設の稼働(温排水)	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	2 予測地域 調査地域のうち、流況特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
		3 調査地域 流況特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	3 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水象の流向及び流速に係る環境影響が最大となる時期
		4 調査地点 流況特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	
		5 調査期間等 原則として1年間	
水の汚れ	施設の稼働(排水)	<p>1 調査すべき情報 化学的酸素要求量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する化学的酸素要求量の測定の方法を用いたるものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて予測地域に</p>

		<p>化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>おける水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期</p>
富栄養化	施設の稼働(排水)	<p>1 調査すべき情報 全窒素及び全燐の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(全窒素及び全燐の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する全窒素及び全燐の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び富栄養化に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定することができる場合に限る)</p>
水の濁り	建設機械の稼働	<p>1 調査すべき情報 浮遊物質量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
水温	施設の稼働(温排水)	<p>1 調査すべき情報 (1) 水温の状況 (2) 流況の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び冷却水の取水口前面</p> <p>4 調査地点 水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 原則として1年間</p>	<p>1 予測の基本的な手法 数理モデルによる理論計算又は水理模型実験</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水温に係る環境影響が最大となる時期</p>
有害物質	建設機械の稼働	<p>1 調査すべき情報 有害物質に係る底質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p>	<p>1 予測の基本的な手法 有害物質に係る底質の状況を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 有害物質の拡散の特性を</p>

		<p>しゅんせつ工事を行う区域</p> <p>4 調査地点 調査地域における底質の状況を把握するために適切かつ効果的な地点</p> <p>5 調査期間等 原則として底質の状況を把握するために適切かつ効果的な時期に1回</p>	<p>踏まえ、建設機械の稼働による有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 有害物質の拡散の特性を踏まえ、予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>
重要な地形及び地質	地形改変及び施設の存在	別表第31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
土壤汚染	施設の稼働(排ガス)	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 土壤汚染の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>(3) 土地利用の経緯</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(土壤汚染の状況については、土壤の汚染に係る環境基準に規定する測定の方法を用いたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>土壤及び地形の特性を踏まえて調査地域における土壤汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>土壤及び地形の特性を踏まえて調査地域における土壤汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、土壤及び地形の特性を踏まえて土壤汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>土壤及び地形の特性を踏まえて予測地域における土壤汚染に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>土壤及び地形の特性を踏まえて土壤汚染に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>地形改変及び施設の存在</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) ほ乳類、鳥類、は虫類、両生類、昆虫類に関する動物相の状況</p> <p>(2) 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>動物の重要な種及び群集並びに注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
海域に生息する動物	地形改変及び施設の存在	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 魚等の遊泳動物、潮間帯及び潮下帯以下の海底に生息する底生動物並びに卵・稚仔を含む動物プランクトン(以下この表において「海生動物」という。)の主な種類及び分布の状況</p> <p>(2) 干潟、藻場及びさんご礁の分布並びにそこにおける動物の生息環境の状況</p> <p>(3) 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目す</p>

		<p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>べき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
	施設の稼働(温排水)	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 海生動物の主な種類及び分布の状況</p> <p>(2) 干潟、藻場及びさんご礁の分布並びにそこにおける動物の生息環境の状況</p> <p>(3) 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び冷却水の取水口前面</p> <p>4 調査地点</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び群集並びに注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地(海域に生育するものを除く。)	造成等の施工による一時的な影響	別表第31 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
海域に生育する植物	地形改変及び施設の存在	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 潮間帯及び潮下帯の植物(海草類、海藻類その他の植物をいう。)並びに植物プランクトン(以下この表において「海生植物」という。)の主な種類及び分布の状況</p> <p>(2) 干潟、藻場及びさんご礁の分布並びにそこにおける植物の生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物、干潟、藻場及びさんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物、干潟、藻場及びさんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>海生植物、干潟、藻場及びさんご礁について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえて海生植物、干潟、藻場及びさんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>植物の生育の特性を踏まえて海生植物、干潟、藻場及びさんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
	施設の稼働(温排水)	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 海生植物の主な種類及び分布の状況</p> <p>(2) 干潟、藻場及びさんご礁の分布並びにそこにおける植物の生育環境の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>海生植物、干潟、藻場及びさんご礁について、分布又は生育環境の改変の程度を把握</p>

		<p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び冷却水の取水口前面</p> <p>4 調査地点 植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物、干潟、藻場及びさんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物、干潟、藻場及びさんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	握した上で、事例の引用又は解析 <p>2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえて海生植物、干潟、藻場及びさんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 植物の生育の特性を踏まえて海生植物、干潟、藻場及びさんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
地域を特徴づける生態系	造成等の施工による一時的な影響	別表第 31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変及び施設の存在		
	施設の稼働(温排水)		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設の存在	別表第 31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事用資材等の搬出入	別表第 31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変及び施設の存在		
	資材等の搬出入		
廃棄物	造成等の施工による一時的な影響	別表第 39 廃棄物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	廃棄物の発生	1 予測の基本的な手法 廃棄物の種類ごとの排出及び処分の状況の把握 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 発電所の運転が定常の状態となる時期及び廃棄物に係る環境影響が最大となる時期	
建設工事に伴う副産物	造成等の施工による一時的な影響	別表第 31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
二酸化炭素	施設の稼働(排ガス)	1 予測の基本的な手法 施設の稼働に伴い発生する二酸化炭素の排出量の把握 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測の対象時期又は時間帯 発電所の運転が定常の状態となる時期及び二酸化炭素に係る環境影響が最大となる時期	
文化財	地形改変及び施設の存在	別表第 31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
備考			
<p>1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。</p> <p>4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p>			

- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第41(第7条関係)

## 地熱発電所の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法		
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法	
硫化水素	施設の稼働(排ガス)	<p>1 調査すべき情報            (1) 硫化水素の濃度の状況            (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法            文献その他の資料及び現地調査による情報(気象の状況については、気象業務法施行規則第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域            硫化水素の拡散の特性を踏まえて硫化水素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点            硫化水素の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫化水素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等            原則として1年間(気象の状況において、高層の気象を調査する場合は、各季節ごとに各1週間)</p>	<p>1 予測の基本的な手法            大気の拡散式に基づく理論計算又は風洞模型実験</p> <p>2 予測地域            調査地域のうち、硫化水素の拡散の特性を踏まえ、硫化水素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等            発電所の運転が定常状態となる時期及び硫化水素に係る環境影響が最大となる時期</p>	
窒素酸化物	工事用資材等の搬出入	別表第33 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
粉じん等	工事用資材等の搬出入	別表第31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
水象に係る流量、流速等	地形改変及び施設の存在	別表第31 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
水の汚れ	施設の稼働(排水)	<p>1 調査すべき情報            生物化学的酸素要求量及びその調査時における流量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法            文献その他の資料及び現地調査による情報(生物化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する生物化学的酸素要求量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域            水域の特性及び生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点            水域の特性及び生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>5 調査期間等            水域の特性及び生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法            事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域            調査地域のうち、水域の特性及び生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点            水域の特性及び生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等            発電所の運転が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期</p>	
水の濁り	造成等の施工による一時的な影響	別表第40 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
温泉	施設の稼働(地熱流体の採取及び熱水の還元)	<p>1 調査すべき情報            温泉の分布、主成分、温度及びゆう出量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法            文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域            温泉に係る特性を踏まえて温泉に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点            温泉に係る特性を踏まえて調査地域における温泉に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等            温泉に係る特性を踏まえて調査地域における温泉に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に</p>	<p>1 予測の基本的な手法            事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域            調査地域のうち、温泉に係る特性を踏まえて温泉に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点            温泉に係る特性を踏まえて予測地域における温泉に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等            発電所の運転が定常状態となる時期及び温泉に係る環境影響が最大となる時期</p>	

		把握できる期間及び時期	る環境影響が最大となる時期
重要な地形及び地質	地形改変及び施設の存在	別表第31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地盤変動	施設の稼働(地熱流体の採取及び熱水の還元)	1 調査すべき情報 地盤変動の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 地盤変動の特性を踏まえて地盤変動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 地盤変動の特性を踏まえて調査地域における地盤変動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 地盤変動の特性を踏まえて調査地域における地盤変動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、地盤変動の特性を踏まえて地盤変動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び地盤変動に係る環境影響が最大となる時期
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成等の施工による一時的な影響	別表第40 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変及び施設の存在		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成等の施工による一時的な影響	別表第31 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変及び施設の存在		
地域を特徴づける生態系	造成等の施工による一時的な影響	別表第31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変及び施設の存在		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設の存在	別表第31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事用資材等の搬出入	別表第31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変及び施設の存在		
廃棄物	造成等の施工による一時的な影響	別表第39 廃棄物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	廃棄物の発生	別表第40 廃棄物の部廃棄物の発生の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
建設工事に伴う副産物	造成等の施工による一時的な影響	別表第31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
文化財	地形改変及び施設の存在	別表第31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
備考			
1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。			
2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。			
3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。			
4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。			
5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。			
6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。			
7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。			
8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。			

別表第41の2(第7条関係)

## 風力発電所の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	工事用資材等の搬出入	別表第33 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	建設機械の稼働		
粉じん等	工事用資材等の搬出入	別表第31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	建設機械の稼働		
騒音	工事用資材等の搬出入	別表第39 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	建設機械の稼働		
	施設の稼働	<p>1 調査すべき情報            (1) 騒音の状況            (2) 地表面の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法            文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、環境基準において定められた騒音についての測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域            音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点            音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等            音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法            音の伝搬理論に基づく計算</p> <p>2 予測地域            調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点            音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等            発電所の運転が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
振動	工事用資材等の搬出入	別表第39 振動の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	建設機械の稼働		
低周波音	低周波音	別表第41の2 騒音の部施設の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水象に係る流量、流速等	地形改変及び施設の存在	別表第31 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	建設機械の稼働	別表第40 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	造成等の施工による一時的な影響		
有害物質	建設機械の稼働	別表第40 有害物質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	地形改変及び施設の存在	別表第31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
風車の影	施設の稼働	<p>1 調査すべき情報            (1) 土地利用の状況            (2) 地形の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法            文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理</p> <p>3 調査地域            土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点            土地利用の状況及び地形の特性を踏まえ、調査地域における風車の影に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>5 調査期間等            土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法            等時間の日影線を描いた日影図の作成</p> <p>2 予測地域            調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点            土地利用の状況及び地形の特性を踏まえ予測地域における風車の影に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等            発電所の運転が定常状態となる時期及び風車の影に係る環境影響が最大になる時期</p>

重要な種及び群集並びに注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	工事用資材等の搬出入	別表第40重要な種及び群集並びに注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	建設機械の稼働	
	造成等の施工による一時的な影響	
	地形改変及び施設の存在	
	施設の稼働	
海域に生息する動物	工事用資材等の搬出入	別表第40海域に生息する動物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	建設機械の稼働	
	造成等の施工による一時的な影響	
	地形改変及び施設の存在	
	施設の稼働	
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地(海域に生息するものを除く。)	造成等の施工による一時的な影響	別表第31重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	地形改変及び施設の存在	
海域に生息する植物	造成等の施工による一時的な影響	別表第40海域に生息する植物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	地形改変及び施設の存在	
地域を特徴づける生態系	造成等の施工による一時的な影響	別表第31地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	地形改変及び施設の存在	
	施設の稼働	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設の存在	別表第31主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事用資材等の搬出入	別表第31主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	地形改変及び施設の存在	
廃棄物	造成等の施工による一時的な影響	別表第39廃棄物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
建設工事に伴う副産物	造成等の施工による一時的な影響	別表第31建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
文化財	地形改変及び施設の存在	別表第31文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。

#### 備考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象(シャドーフリッカー)をいう。
- 4 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第41の3(第7条関係)

## 太陽電池発電所の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
粉じん等	工事用資材等の搬出入	別表第31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	建設機械の稼働		
騒音	工事用資材等の搬出入	別表第39 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	建設機械の稼働		
	施設の稼働	別表第41の2 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
振動	工事用資材等の搬出入	別表第39 振動の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	建設機械の稼働		
水象に係る流量、流速等	地形改変及び施設の存在	別表第31 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	造成等の施工による一時的な影響	別表第40 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変及び施設の存在	<p>1 調査すべき情報 浮遊物質量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 水の濁りの特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
重要な地形及び地質	地形改変及び施設の存在	別表第31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
土地の安定性	地形改変及び施設の存在	<p>1 調査すべき情報 土地の安定性の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>4 調査地点 土地の特性を踏まえて調査地域における土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査時期等 土地の特性を踏まえて調査地域における土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 土地の安定性について、表層土壤や地質の改変の程度を把握した上で、斜面安定解析等の土質工学的手法</p> <p>2 予測地域 土地の特性を踏まえて土地の安定性に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、調査地域に準ずる</p> <p>3 予測対象時期等 土地の特性を踏まえて土地の安定性に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
反射光	地形改変及び施設の存在	<p>1 調査すべき情報 (1) 土地利用の状況 (2) 地形の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響をうけるおそれがある地域</p> <p>3 予測対象時期等 反射光の特性を踏まえて</p>

		<p>4 調査地点 反射光の特性を踏まえて調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 反射光の特性を踏まえて調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	反射光に係る環境影響を的確に把握できる時期
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成等の施工による一時的な影響	別表第 40 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形変更及び施設の存在		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成等の施工による一時的な影響	別表第 31 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形変更及び施設の存在		
地域を特徴づける生態系	造成等の施工による一時的な影響	別表第 31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形変更及び施設の存在		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形変更及び施設の存在	別表第 31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事用資材等の搬出入	別表第 31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形変更及び施設の存在		
廃棄物	造成等の施工による一時的な影響	別表第 39 廃棄物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形変更及び施設の存在		
建設工事に伴う副産物	造成等の施工による一時的な影響	別表第 31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
文化財	地形変更及び施設の存在	別表第 31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
備考			
1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。			
2 この表において「土地の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。			
3 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。			
4 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。			
5 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。			
6 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。			
7 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。			
8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。			
9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。			
10 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。			

別表第42(第7条関係)

## 廃棄物最終処分場の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働(陸上埋立)	1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期
	建設機械及び作業船の稼働(水面埋立)		
	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行		
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行		
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航(水面埋立)		
硫黄酸化物	建設機械及び作業船の稼働(水面埋立)	1 調査すべき情報 (1) 二酸化硫黄の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化硫黄の濃度の状況 二酸化硫黄に係る環境基準に規定する二酸化硫黄の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における硫黄酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び酸化物に係る環境影響が最大となる時期
	建設機械及び作業船の稼働(陸上埋立)		
	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行		
	埋立・覆土用機械の稼働		
	埋立・覆土用機械の稼働	別表第31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

	(陸上埋立) 埋立・覆土用機械の稼働 (水面埋立) 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航 (水面埋立)		
騒音	建設機械の稼働(陸上埋立) 建設機械及び作業船の稼働(水面埋立) 埋立・覆土用機械の稼働(陸上埋立) 埋立・覆土用機械の稼働(水面埋立)	<p>1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音規制法第15条第1項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
	浸出液処理施設の稼働(陸上埋立) 浸出液処理施設の稼働(水面埋立)	<p>1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音規制法第4条第1項の規定により定められた特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態となる時期</p>
	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	<p>1 調査すべき情報 (1) 道路交通騒音の状況 (2) 道路の沿道の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>

		影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
振動	建設機械の稼働(陸上埋立)	1 調査すべき情報 地盤の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査区域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期
	埋立・覆土用機械の稼働(陸上埋立)		
	浸出液処理施設の稼働(陸上埋立)		
	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行	1 調査すべき情報 (1) 道路交通振動の状況 (2) 地盤の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算 2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期 事業活動が定常状態になる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期
廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行			
悪臭	廃棄物の存在・分解	1 調査すべき情報 (1) 悪臭の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(臭気指数については、悪臭防止法施行規則(昭和 47 年総理府令第 39 号)第 1 条の規定により環境大臣が定める測定の方法による情報、特定悪臭物質濃度については、同法施行規則第 5 条の規定する特定悪臭物質の測定の方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び悪臭に係る環境影響が最大となる時期
水象に係る流量、流速等	最終処分場の存在(土地の改変)	別表第 31 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の汚れ	最終処分場の存在(土地の改変)(水面埋立)	1 調査すべき情報 (1) 化学的酸素要求量の状況 (2) 流れの状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(化学的酸素要求	1 予測の基本的な手法 化学的酸素要求量の物質の收支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域

		<p>量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定める化学的酸素要求量の測定の方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期</p>
	最終処分場の存在(土地の改変) (陸上埋立)	1 調査すべき情報 (1) 河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況(当該調査時における流量の状況を含む。)、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量の状況 (2) 流れの状況	1 予測の基本的な手法 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析
	浸出液処理水の排出	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期
水の濁り	造成等の施工(陸上埋立)	1 調査すべき情報 (1) 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) (2) 流れの状況 (3) 土質の状況	1 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析
	護岸等の施工(水面埋立)	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び水の濁りに係る環境影響が最大となる時期
	浸出液処理水の排出	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析
富栄養化	浸出液処理水の排出	1 調査すべき情報 (1) 全窒素及び全磷の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) (2) 流れの状況	1 予測の基本的な手法 全窒素及び全磷の物質の収支に関する計算又は事例の引用又は解析
		2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(全窒素及び全磷の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析	2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び全窒素及び全磷の拡散の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受け

		<p>3 調査地域 水域の特性及び全窒素及び全隣の拡散の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び全窒素及び全隣の拡散の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水域の特性及び全窒素及び全隣の拡散の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>るおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 水域の特性及び全窒素及び全隣の拡散の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び富栄養化に係る環境影響が最大となる時期</p>
水質に係る有害物質	浸出液処理水の排出	<p>1 調査すべき情報 (1) 有害物質の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) (2) 流れの状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(有害物質の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する人の健康の保護に関する項目に係る測定の方法及びダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準に定めるダイオキシン類の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 有害物質の物質の收支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び水質の有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>
底質に係る有害物質	浸出液処理水の排出	<p>1 調査すべき情報 有害物質に係る底質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(有害物質に係る底質の状況については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 201 号)第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法に規定する測定の方法及びダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準に定めるダイオキシン類の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 有害物質の特性を踏まえて対象事業場からの排出水により水底の底質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる区域</p> <p>4 調査地点 有害物質の特性を踏まえて調査地域における底質の有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 原則として底質の状況を把握するために適切かつ効果的な時期に 1 回</p>	<p>1 予測の基本的な手法 有害物質に係る底質の状況を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 有害物質の拡散の特性を踏まえ、底質の有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 有害物質の拡散の特性を踏まえ、予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 底質の有害物質に係る環境影響が定常状態となる時期</p>
地下水に係る水位、流向等	造成等の施工(陸上埋立)	別表第 31 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	最終処分場の存在(土地の改変) (陸上埋立)		
地下水に係る水質	廃棄物の存在・分解	<p>1 調査すべき情報 地下水の水質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(地下水の水質の状況については、地下水の水質汚濁に係る環境基準に規定する測定の方法又は水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 20 条第 1 項に規定する測定の方法を用いられたものとする。)の収集並び</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、地下水の水質の特性を踏まえて地下水の水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認め</p>

		<p>に当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地下水の水質の特性を踏まえて地下水の水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地下水の水質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地下水の水質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>られる地域</p> <p>3 予測地点 地下水の水質の特性を踏まえて予測地域における地下水の水質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 地下水の水質に係る環境影響が定常状態となる時期</p>
重要な地形及び地質	造成等の施工(陸上埋立)	別表第31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	護岸等の施工(水面埋立)		
	最終処分場の存在(土地の改変)(陸上埋立)		
	最終処分場の存在(土地の改変)(水面埋立)		
土壤汚染	埋立・覆土用機械の稼働 廃棄物の存在・分解	別表第40 土壤汚染の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	建設機械の稼働(陸上埋立)	1 調査すべき情報 (1) 脊椎動物、昆虫類その他主な陸生動物及び主な水生動物に係る動物相の状況 (2) 動物の重要な種及び群集の分布、生息の状況及び生息環境の状況 (3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況	1 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び群集について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析
	建設機械及び作業船の稼働(水面埋立)	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行	3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域	3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期及び時間帯
	造成等の施工(陸上埋立)	4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路	
	護岸等の施工(水面埋立)	5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
	最終処分場の存在(土地の改変)(陸上埋立)		
	最終処分場の存在(土地の改変)(水面埋立)		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成等の施工(陸上埋立)	1 調査すべき情報 (1) 陸域にあっては種子植物その他主な植物に係る植物相及び群落の状況、海域にあっては海藻類その他主な植物に関する植物相及び群落並びにけい藻類などの群集の状況 (2) 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 (3) 注目すべき生育地の分布並びに当該生育地が注目される理由である植物の種の生育の状況及び生育環境の状況	1 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析
	護岸等の施工(水面埋立)	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
	最終処分場の存在(土地の改変)(陸上埋立)	3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域	3 予測対象時期等 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を的確に把握できる時期
	最終処分場の存在(土地の改変)(水面埋立)	4 調査地点 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路	
		5 調査期間等 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域	

		における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
地域を特徴づける生態系	造成等の施工(陸上埋立)	別表第31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	護岸等の施工(水面埋立)		
	最終処分場の存在(土地の改変)(陸上埋立)		
	最終処分場の存在(土地の改変)(水面埋立)		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	最終処分場の存在(土地の改変)(陸上埋立)	別表第31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	最終処分場の存在(土地の改変)(水面埋立)		
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	造成等の施工(陸上埋立)	別表第31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	護岸等の施工(水面埋立)		
	最終処分場の存在(土地の改変)(陸上埋立)		
	最終処分場の存在(土地の改変)(水面埋立)		
建設工事に伴う副産物	造成等の施工(陸上埋立)	1 調査すべき情報 (1) 地形の状況 (2) 土地利用の状況 (3) 廃棄物については、その種類ごとの再資源化施設、中間処理施設及び最終処分場における処分の状況 (4) 切土又は盛土に伴う土砂の保管状況 2 調査地域 対象最終処分場事業実施区域並びに前号(3)及び(4)の情報を適切に把握するために必要な地域	1 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握 2 予測地域 対象最終処分場事業実施区域及び前号における把握を適切に行うために必要な地域 3 予測対象時期等 工事期間
	護岸等の施工(水面埋立)		
メタン	廃棄物の存在・分解	1 調査すべき情報 対象事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の組成	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 事業活動が定常状態となる時期
二酸化炭素	建設機械の稼働(陸上埋立)	1 調査すべき情報 建設機械、作業船及び車両等のエネルギー消費効率	1 予測の基本的な手法 建設機械、作業船及び車両等の稼働に伴い発生する二酸化炭素の排出に関する計算 2 予測地域 対象事業実施区域及び予測における計算を適切に行うために必要な地域 3 予測対象時期等 工事期間及び事業活動が定常状態になる時期
	建設機械及び作業船の稼働(水面埋立)		
	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行		
	埋立・覆土用機械の稼働(陸上埋立)		
	埋立・覆土用機械の稼働(水面埋立)		
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行(陸上埋立)		
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航(水面埋立)		

放射線の量	埋立・覆土用機械の稼働 (陸上埋立)	1 調査すべき情報 (1) 放射線の量の状況 (2) 粉じん等の状況 (3) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び放射線に係る環境影響が最大となる時期
	埋立・覆土用機械の稼働 (水面埋立)	1 調査すべき情報 (1) 放射線の量の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び放射線に係る環境影響が最大となる時期
廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行		1 調査すべき情報 (1) 放射線の量の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び放射線に係る環境影響が最大となる時期
文化財	最終処分場の存在(土地の改変)	別表第31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

#### 備考

- 1 この表において「存在及び供用」とは、それぞれ最終処分場の存在並びに廃棄物の埋立ての用に供すること及び最終処分場の維持管理に関する事物をいう。
- 2 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 3 この表において水質の「有害物質」とは、人の健康の保護に関する観点から環境基準が定められている物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 6 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 7 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 10 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
- 11 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第43(第7条関係)

## ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
硫黄酸化物	施設の稼働(排出ガス)	<p>1 調査すべき情報            (1) 二酸化硫黄の濃度の状況            (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法            文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析            (1) 二酸化硫黄の濃度の状況            二酸化硫黄に係る環境基準に規定する二酸化硫黄の濃度の測定の方法            (2) 気象の状況            気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>3 調査地域            硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえ、硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点            硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等            季節ごとにそれぞれ1週間</p>	<p>1 予測の基本的な手法            大気の拡散式に基づく理論計算</p> <p>2 予測地域            調査地域のうち、硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点            硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における硫黄酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等            施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び硫黄酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p>
窒素酸化物	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p>1 調査すべき情報            (1) 二酸化窒素の濃度の状況            (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法            文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析            (1) 二酸化窒素の濃度の状況            二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法            (2) 気象の状況            気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>3 調査地域            窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点            窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等            (1) 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに廃棄物の搬出入            窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期            (2) 施設の稼働            季節ごとにそれぞれ1週間</p>	<p>1 予測の基本的な手法            大気の拡散式に基づく理論計算</p> <p>2 予測地域            調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点            窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等            (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行            窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期            (2) 施設の稼働及び廃棄物の搬出入            施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p>
浮遊粒子状物質	施設の稼働(排出ガス)	別表第31 浮遊粒子状物質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
粉じん等	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 廃棄物の搬出入	<p>1 調査すべき情報            (1) 粉じん等の状況            (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法            文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該</p>	<p>1 予測の基本的な手法            事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域            調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉</p>

		<p>情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</li> <li>(2) 廃棄物の搬出入 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</li> </ul>
有害物質	施設の稼働(排出ガス)	<p>1 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 有害物質(塩化水素及びダイオキシン)の濃度の情報</li> <li>(2) 気象の状況</li> </ul> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 塩化水素の濃度の状況 大気汚染防止法施行規則(昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)第 5 条に基づく別表第 3 の備考 1 に規定する測定の方法</li> <li>(2) ダイオキシンの濃度の状況 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準に定めるダイオキシン類の測定の方法</li> <li>(3) 気象の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 の第 1 号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</li> </ul> <p>3 調査地域</p> <p>有害物質の拡散の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>有害物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 季節ごとにそれぞれ 1 週間</p>	<p>1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、有害物質の拡散の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 有害物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>
騒音	建設機械の稼働	別表第 40 騒音の部建設機械の稼働及び施設の稼働(機械等の稼働)の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	施設の稼働(機械等の稼働)		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p>1 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路交通騒音の状況</li> <li>(2) 道路の沿道の状況</li> <li>(3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</li> </ul> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</li> </ul>
	廃棄物の搬出入		

		音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	騒音に係る環境影響が最大となる時期 (2) 廃棄物の搬出入 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期	
振動	建設機械の稼働	別表第40 振動の部建設機械の稼働及び施設の稼働(機械等の稼働)の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	1 予測の基本的な手法 振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算 2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 振動に係る環境影響が最大となる時期 (2) 廃棄物の搬出入 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期	
	施設の稼働(機械等の稼働)			
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	1 調査すべき情報 (1) 道路交通振動の状況 (2) 地盤の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯		
	廃棄物の搬出入			
悪臭	施設の稼働(排出ガス)	別表第42 悪臭の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
水の汚れ	施設の稼働(排水)	別表第42 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
水の濁り	造成工事及び施設の設置工事	1 調査すべき情報 (1) 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査における流量の状況を含む。) (2) 流れの状況 (3) 土質の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 水の濁りに係る環境影響が最大となる時期	
水質に係る有害物質	施設の稼働(排水)	1 調査すべき情報 有害物質(ダイオキシンを含む。)の状況及び河川にあっては流量の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(有害物質の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する人の健康の保護に関する項目に係る測定の方法及びダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係	1 予測の基本的な手法 有害物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて有害物質に	

		<p>る環境基準に定めるダイオキシン類の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 焼却施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び水質の有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>
重要な地形及び地質	地形改変後の土地及び施設の存在	別表第31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
土壤汚染	施設の稼働(排出ガス)	別表第40 土壤汚染の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 造成工事及び施設の設置工事 地形改変後の土地及び施設の存在	別表第42 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び施設の設置工事 地形改変後の土地及び施設の存在	別表第42 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地域を特徴づける生態系	造成工事及び施設の設置工事 地形改変後の土地及び施設の存在	別表第31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変後の土地及び施設の存在	別表第31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変後の土地及び施設の存在	別表第31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
廃棄物	廃棄物の発生	別表第40 廃棄物の部廃棄物の発生の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
建設工事に伴う副産物	造成工事及び施設の設置工事	別表第42 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
二酸化炭素	施設の稼働(排出ガス)	別表第40 二酸化炭素の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
放射線の量	施設の稼働(排出ガス)	別表第42 放射線の量の部埋立・覆土用機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	施設の稼働(排水)	1 調査すべき情報 放射線の量の状況	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析
	廃棄物の発生	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	2 予測地域 調査地域のうち、放射線の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
		3 調査地域 放射線の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	3 予測地点 放射線の拡散の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点
		4 調査地点 放射線の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び放射線に係る環境影響が最大となる時期
		5 調査期間等 放射線の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	

	廃棄物の搬出入	別表第42 放射線の量の部廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
文化財	地形改变後の土地及び施設の存在	別表第31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
備考		
1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。		
2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。		
3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。		
4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。		
5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。		
6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。		
7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。		
8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。		
9 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。		

別表第44(第7条関係)

## し尿処理施設の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を探査かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 (2) し尿等の搬出入 季節ごとにそれぞれ1週間	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期 (2) し尿等の搬出入 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	し尿等の搬出入		
粉じん等	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 粉じん等の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 粉じん等に係る環境影響が最大となる時期 (2) し尿等の搬出入 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び粉じん等に係る環境影響が最大となる時期
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	し尿等の搬出入		
騒音	建設機械の稼働	別表第40 騒音の部建設機械の稼働及び施設の稼働(機械等の稼働)の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	施設の稼働		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	1 調査すべき情報 (1) 道路交通騒音の状況 (2) 道路の沿道の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況につ	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る
	し尿等の搬出入		

		<p>いっては、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 (1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 騒音に係る環境影響が最大となる時期 (2) し尿等の搬出入 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
振動	建設機械の稼働	別表第40 振動の部建設機械の稼働及び施設の稼働(機械等の稼働)の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	施設の稼働		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p>1 調査すべき情報 (1) 道路交通振動の状況 (2) 地盤の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 (1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 振動に係る環境影響が最大となる時期 (2) し尿等の搬出入 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
悪臭	施設の稼働	別表第42 悪臭の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の汚れ	施設の稼働	別表第42 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	造成工事及び処理施設の設置工事	別表第43 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
富栄養化	施設の稼働	別表第42 富栄養化の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水質	施設の稼働	<p>1 調査すべき情報 地下水の水質に係る硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(地下水の水質に係る硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の状況については、地下水の水質汚濁に係る環境基準に規定する測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地下水の水質の特性を踏まえて地下水中の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地下水の水質の特性を踏まえて調査地域における地下水中の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、地下水の水質の特性を踏まえて地下水中の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 地下水の水質の特性を踏まえて予測地域における地下水中の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p>

		地下水の水質の特性を踏まえて調査地域における地下水中の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	地下水中の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る環境影響が定常状態になる時期
重要な地形及び地質	地形改変後の土地及び施設の存在	別表第31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び処理施設の設置工事	別表第42 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変後の土地及び施設の存在		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び処理施設の設置工事	1 調査すべき情報 (1) 種子植物その他主な陸生植物及び水生植物に係る植物相、群落並びにけい藻類などの群集の状況 (2) 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 (3) 注目すべき生育地の分布並びに当該生育地が注目される理由である植物の種の生育の状況及び生育環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 5 調査期間等 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び群落並びに注目すべき生育地について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を的確に把握できる時期
	地形改変後の土地及び施設の存在		
地域を特徴づける生態系	造成工事及び処理施設の設置工事	別表第31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変後の土地及び施設の存在		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変後の土地及び施設の存在	別表第31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変後の土地及び施設の存在	別表第31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
廃棄物	廃棄物の発生	別表第40 廃棄物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
建設工事に伴う副産物	造成工事及び処理施設の設置工事	別表第31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
文化財	地形改変後の土地及び施設の存在	別表第31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

#### 備考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第45(第7条関係)

## 公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	堤防及び護岸の工事	別表第33 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	埋立ての工事		
粉じん等	堤防及び護岸の工事	別表第31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	埋立ての工事		
騒音	堤防及び護岸の工事	1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況 (3) 工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大となる時期
	埋立ての工事		
振動	堤防及び護岸の工事	別表第33 振動の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	埋立ての工事		
水象に係る流向及び流速	埋立地又は干拓地の存在	1 調査すべき情報 水域に係る流向及び流速に関する水象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 水象の特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 水象の特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 水象の特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、水象の特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 水象の特性を踏まえて予測地域における流向及び流速に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 水象の特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を的確に把握できる時期
水の汚れ	埋立地又は干拓地の存在	1 調査すべき情報 (1) 河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況(当該調査時における流量の状況を含む。)、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量の状況 (2) 流れの状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域に	1 予測の基本的な手法 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の物質の收支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握

		おける水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	できる地点 4 予測対象時期等 埋立てにあっては、護岸の工事及び埋立ての工事、干拓にあっては干拓の工事がしゅん工した時期
水の濁り	堤防及び護岸の工事	別表第 43 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	埋立ての工事		
重要な地形及び地質	埋立地又は干拓地の存在	別表第 31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	堤防及び護岸の工事	別表第 40 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	埋立ての工事		
	埋立地又は干拓地の存在		
海域に生息する動物	堤防及び護岸の工事	別表第 40 海域に生息する動物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	埋立ての工事		
	埋立地又は干拓地の存在		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地(海域に生育するものを除く。)	堤防及び護岸の工事	別表第 31 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	埋立ての工事		
	埋立地又は干拓地の存在		
海域に生育する植物	堤防及び護岸の工事	別表第 40 海域に生育する植物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	埋立ての工事		
	埋立地又は干拓地の存在		
地域を特徴づける生態系	堤防及び護岸の工事	別表第 31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	埋立ての工事		
	埋立地又は干拓地の存在		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	埋立地又は干拓地の存在	別表第 31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	堤防及び護岸の工事	別表第 31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	埋立ての工事		
	埋立地又は干拓地の存在		
建設工事に伴う副産物	堤防及び護岸の工事	別表第 31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
文化財	埋立地又は干拓地の存在	別表第 31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

#### 備考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第46(第7条関係)

## 土地区画整理事業に係る参考手法

参考項目		参考手法		
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法	
窒素酸化物	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期または時間帯	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期 (2) 自動車の走行 供用開始後定常状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			
	自動車の走行			
粉じん等	建設機械の稼働	別表第31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			
騒音	建設機械の稼働	別表第31 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			
	自動車の走行			
振動	建設機械の稼働	別表第36 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	1 調査すべき情報 (1) 振動の状況 (2) 地盤の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算 2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 振動に係る環境影響が最大となる時期 (2) 自動車の走行 供用開始後定常状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期	
	自動車の走行			
水象に係る流	雨水の排水	別表第31 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		

量、流速等	敷地の存在(土地の改変)				
水の汚れ	構造物の存在	1 調査すべき情報 生物化学的酸素要求量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況) 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(生物化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する生物化学的酸素要求量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 5 調査期間等 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期	1 予測の基本的な手法 生物化学的酸素要求量の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 汚れに係る環境影響が定常状態となる時期		
水の濁り	雨水の排水	1 調査すべき情報 国又は関係する地方公共団体による水質に係る規制等の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 雨水を排水する公共用水域 4 調査地点 雨水を排水する地点	1 予測の基本的な手法 原単位法により浮遊物質量を計算 2 予測地域 雨水を排水する公共用水域 3 予測地点 雨水を排水する地点 4 予測対象時期等 工事による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期		
地下水に係る水位、流向等	敷地の存在(土地の改変)	別表第31 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。			
重要な地形及び地質	敷地の存在(土地の改変)	別表第31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。			
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第42 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。			
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第31 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。			
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事	別表第31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。			
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	敷地の存在(土地の改変)	別表第31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。			
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	構造物の存在	別表第31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。			
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。			
文化財	敷地の存在(土地の改変)	別表第31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。			
備考					
1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。					
2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。					
3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。					
4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。					

- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第47(第7条関係)

## 新住宅市街地開発事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第46 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	別表第31 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
振動	建設機械の稼働	別表第36 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。 別表第46 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに自動車の走行の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
水象に係る流量、流速等	雨水の排水	別表第31 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
水の汚れ	構造物の存在	別表第46 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
水の濁り	雨水の排水	別表第46 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
地下水に係る水位、流向等	敷地の存在(土地の改変)	別表第31 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
重要な地形及び地質	敷地の存在(土地の改変)	別表第31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第42 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第31 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事	別表第31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	敷地の存在(土地の改変)	別表第31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	構造物の存在		
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	敷地の存在(土地の改変)	別表第31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	構造物の存在		
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
文化財	敷地の存在(土地の改変)	別表第31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	

## 備考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生

物群集をいう。

- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第48(第7条関係)

## 工業団地の造成の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
硫黄酸化物	工場の稼働	別表第43 硫黄酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第33 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	資材等の搬出入		
	工場の稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 二酸化窒素の濃度の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集</p> <p>(1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法</p> <p>(2) 気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>3 調査地域</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>季節ごとにそれぞれ1週間</p>	<p>1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p>
	浮遊粒子状物質	別表第31 浮遊粒子状物質の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	粉じん等	別表第31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	建設機械の稼働		
騒音	建設機械の稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 騒音の状況</p> <p>(2) 地表面の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 建設機械の稼働 騒音の状況については、騒音規制法第15条第1項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法</p> <p>(2) 工場の稼働 騒音の状況については、環境基準において定められた騒音についての測定の方法</p> <p>3 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>(1) 建設機械の稼働 騒音に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>(2) 工場の稼働 工場の稼働が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
	工場の稼働		

	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第 40 騒音の部工事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	資材等の搬出入	
振動	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 地盤の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期
	工場の稼働	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期 (1) 建設機械の稼働 振動に係る環境影響が最大となる時期 (2) 工場の稼働 工場の稼働が定常状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第 40 振動の部工事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	資材等の搬出入	
水象に係る流量、流速等	雨水の排水	別表第 31 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	敷地の存在(土地の改変)	
水の汚れ	工場の稼働	別表第 46 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
水の濁り	雨水の排水	別表第 46 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
地下水に係る水位、流向等	敷地の存在(土地の改変)	別表第 31 の部地下水に係る水位、流向等参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
地下水に係る水质	工場の稼働	別表第 42 地下水に係る水质の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
重要な地形及び地質	敷地の存在(土地の改変)	別表第 31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 42 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	敷地の存在(土地の改変)	
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 31 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	敷地の存在(土地の改変)	
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	敷地の存在(土地の改変)	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	敷地の存在(土地の改変)	別表第 31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	構造物の存在	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	敷地の存在(土地の改変)	別表第 31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	構造物の存在	
廃棄物	工場の稼働	別表第 40 廃棄物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
文化財	敷地の存在(土地の改変)	別表第 31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
備考		

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第49(第7条関係)

## 新都市基盤整備事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第46 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	別表第31 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
振動	建設機械の稼働	別表第36 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。 別表第46 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに自動車の走行の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
水象に係る流量、流速等	雨水の排水	別表第31 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
水の汚れ	構造物の存在	別表第46 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	雨水の排水	別表第46 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水位、流向等	敷地の存在(土地の改変)	別表第31 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	敷地の存在(土地の改変)	別表第31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第42 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第31 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事	別表第31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	敷地の存在(土地の改変)	別表第31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	構造物の存在		
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	敷地の存在(土地の改変)	別表第31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	構造物の存在		
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
文化財	敷地の存在(土地の改変)	別表第31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

## 備考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生

物群集をいう。

- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 50(第 7 条関係)

## 流通業務団地造成事業に係る参考手法

参考項目		参考手法		
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法	
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第 33 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			
	資材等の搬出入			
粉じん等	建設機械の稼働	別表第 31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			
騒音	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 建設機械の稼働 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況 (2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ア 騒音の状況 イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況 (3) 資材等の搬出入 ア 騒音の状況 イ 資材等の搬出入が予想される道路の沿道の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 建設機械の稼働 騒音の状況については、騒音規制法第 15 条第 1 項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法 (2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに資材等の搬出入 騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大となる時期	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			
	資材等の搬出入			
	建設機械の稼働	別表第 36 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第 38 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	資材等の搬出入			
水象に係る流量、流速等	雨水の排水	別表第 31 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	敷地の存在(土地の改変)			
水の汚れ	構造物の存在	別表第 46 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
水の濁り	雨水の排水	別表第 46 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
地下水に係る水位、流向等	敷地の存在(土地の改変)	別表第 31 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
重要な地形及び地質	敷地の存在(土地の改変)	別表第 31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
重要な種及び群集並びに注	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 42 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		

目すべき生息地	敷地の存在(土地の改変)	
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第31 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	敷地の存在(土地の改変)	
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事	別表第31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	敷地の存在(土地の改変)	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	敷地の存在(土地の改変)	別表第31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	構造物の存在	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	敷地の存在(土地の改変)	別表第31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	構造物の存在	
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
文化財	敷地の存在(土地の改変)	別表第31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。

備考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 51(第 7 条関係)

## 住宅団地の造成の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第 46 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第 31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	別表第 31 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
振動	建設機械の稼働	別表第 36 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。 別表第 46 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに自動車の走行の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
水象に係る流量、流速等	雨水の排水	別表第 31 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
水の汚れ	構造物の存在	別表第 46 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	雨水の排水	別表第 46 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
富栄養化	構造物の存在	別表第 42 富栄養化の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水位、流向等	敷地の存在(土地の改変)	別表第 31 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	敷地の存在(土地の改変)	別表第 31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 42 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 31 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	敷地の存在(土地の改変)	別表第 31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	構造物の存在		
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	敷地の存在(土地の改変)	別表第 31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	構造物の存在		
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
文化財	敷地の存在(土地の改変)	別表第 31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

## 備考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は

地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。

5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 52(第 7 条関係)

## 農用地の造成の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法		
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法	
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第 33 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			
粉じん等	建設機械の稼働	別表第 31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			
騒音	建設機械の稼働	別表第 38 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			
振動	建設機械の稼働	別表第 36 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			
水象に係る流量、流速等	農用地の存在(土地の改変)	別表第 31 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。		
水の濁り	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 46 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。		
地下水に係る水位、流向等	農用地の存在(土地の改変)	別表第 31 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。		
地下水に係る水質	農用地の使用	別表第 44 地下水に係る水質の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。		
重要な地形及び地質	農用地の存在(土地の改変)	別表第 31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。		
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 42 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。		
	農用地の存在(土地の改変)			
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 31 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。		
	農用地の存在(土地の改変)			
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。		
	農用地の存在(土地の改変)			
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	農用地の存在(土地の改変)	別表第 31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。		
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	農用地の存在(土地の改変)	別表第 31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。		
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。		
文化財	農用地の存在(土地の改変)	別表第 31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。		

## 備考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 53(第 7 条関係)

## スポーツ施設等の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第 46 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第 31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	別表第 31 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
振動	建設機械の稼働	別表第 36 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第 46 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに自動車の走行の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	自動車の走行		
水象に係る流量、流速等	雨水の排水	別表第 31 の部水象に係る流量、流速等参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変後の土地及び工作物の存在		
水の汚れ	施設の利用	別表第 46 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	雨水の排水	別表第 46 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
富栄養化	施設の利用	別表第 42 富栄養化の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水位、流向等	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第 31 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第 31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 42 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変後の土地及び工作物の存在		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 31 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変後の土地及び工作物の存在		
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変後の土地及び工作物の存在		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第 31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第 31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
文化財	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第 31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

**備考**

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 54(第 7 条関係)

## ゴルフ場の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第 46 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第 31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	別表第 31 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
振動	建設機械の稼働	別表第 36 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。 別表第 46 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに自動車の走行の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
水象に係る流量、流速等	雨水の排水	別表第 31 の部水象に係る流量、流速等参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変後の土地及び作物の存在		
水の汚れ	施設の利用	1 調査すべき情報 (1) 生物化学的酸素要求量の状況 (2) 農薬の濃度の状況 (3) 全窒素及び全燐の濃度の状況 (4) 放流水河川の流量の状況 (5) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 生物化学的酸素要求量並びに全窒素及び全燐の濃度の状況 水質汚濁に係る環境基準に規定する測定の方法 (2) 農薬の濃度の状況 ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について(平成 2 年環水土第 77 号環境庁水質保全局長通知)に定める測定の方法 3 調査地域 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 5 調査期間等 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期	1 予測の基本的な手法 生物化学的酸素要求量及び使用農薬並びに使用肥料の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 水の汚れに係る環境影響が定常状態となる時期
水の濁り	雨水の排水	別表第 46 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水位、流向等	地形改変後の土地及び作物の存在	別表第 31 の部地下水に係る水位、流向等参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水質	施設の利用	1 調査すべき情報 地下水の農薬濃度の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(地下水の農薬濃度の状況については、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、地下水の水質の特性を踏まえて農薬に

		<p>濁の防止に係る暫定指導指針についてに定める測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地下水の水質の特性を踏まえて農薬に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地下水の水質の特性を踏まえて調査地域における農薬に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地下水の水質の特性を踏まえて調査地域における農薬に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 地下水の水質の特性を踏まえて予測地域における農薬に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 農薬による地下水の水質への環境影響が最大となる時期</p>
重要な地形及び地質	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第 31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 42 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	地形改変後の土地及び工作物の存在	
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 31 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	地形改変後の土地及び工作物の存在	
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	地形改変後の土地及び工作物の存在	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第 31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第 31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
文化財	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第 31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。

#### 備考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 55(第 7 条関係)

## 下水道終末処理場の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第 33 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第 31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	別表第 40 騒音の部建設機械の稼働及び施設の稼働(機械の稼働)の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	施設の稼働		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第 40 騒音の部工事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
振動	建設機械の稼働	別表第 40 振動の部建設機械の稼働及び施設の稼働(機械の稼働)の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	施設の稼働		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第 38 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
悪臭	施設の稼働	別表第 42 悪臭の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
水の汚れ	施設の稼働	別表第 42 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
水の濁り	造成工事及び処理施設の設置工事	別表第 43 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
富栄養化	施設の稼働	別表第 42 富栄養化の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
重要な地形及び地質	地形改変後の土地及び施設の存在	別表第 31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び処理施設の設置工事	別表第 42 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	地形改変後の土地及び施設の存在		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び処理施設の設置工事	別表第 44 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	地形改変後の土地及び施設の存在		
地域を特徴づける生態系	造成工事及び処理施設の設置工事	別表第 31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	地形改変後の土地及び施設の存在		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変後の土地及び施設の存在	別表第 31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変後の土地及び施設の存在	別表第 31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
廃棄物	廃棄物の発生	別表第 40 廃棄物の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
建設工事に伴う副産物	造成工事及び処理施設の設置工事	別表第 31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
文化財	地形改変後の土地及び施設の存在	別表第 31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	

## 備考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 56(第 7 条関係)

## 工場等の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
硫黄酸化物	工場等の稼働	別表第 43 硫黄酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第 33 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の走行		
	資材等の搬出入		
	工場等の稼働	別表第 48 窒素酸化物の部工場の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
浮遊粒子状物質	工場等の稼働	別表第 31 浮遊粒子状物質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
粉じん等	建設機械の稼働	別表第 31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	別表第 48 騒音の部建設機械の稼働及び工場の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	工場等の稼働		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第 40 騒音の部工事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材等の搬出入		
振動	建設機械の稼働	別表第 48 振動の部建設機械の稼働及び工場の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	工場等の稼働		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第 38 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材等の搬出入		
水の汚れ	工場等の稼働	別表第 46 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	造成工事及び工作物の建設	別表第 46 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水位、流向等	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第 31 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水質	工場等の稼働	別表第 42 地下水に係る水質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第 31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の建設	別表第 42 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変後の土地及び工作物の存在		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の建設	別表第 31 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変後の土地及び工作物の存在		
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の建設	別表第 31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変後の土地及び工作物の存在		

主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
廃棄物	廃棄物の発生	別表第40 廃棄物の部廃棄物の発生の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の建設	別表第31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
二酸化炭素	工場等の稼働	別表第40 二酸化炭素の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
文化財	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。

**備考**

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 57(第 7 条関係)

## 豚房施設の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法		
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法	
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第 33 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			
粉じん等	建設機械の稼働	別表第 31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			
騒音	建設機械の稼働	別表第 38 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			
振動	建設機械の稼働	別表第 36 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			
悪臭	畜舎の供用	別表第 42 悪臭の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
水の汚れ	畜舎の供用	別表第 46 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
水の濁り	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 46 水の濁りの部雨水の排水の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	畜舎の供用	1 調査すべき情報 浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況) 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の收支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態となる時期及び水の濁りに係る環境影響が最大となる時期	
富栄養化	畜舎の供用	別表第 42 富栄養化の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
地下水に係る水質	畜舎の供用	別表第 42 地下水に係る水質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
重要な地形及び地質	敷地及び畜舎の存在(土地の改変を含む。)	別表第 31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 42 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	敷地及び畜舎の存在(土地の改変を含む。)			
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 44 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	敷地及び畜舎の存在(土地の改変を含む。)			
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。		
	敷地及び畜舎の存在(土地の改変を含む。)			

主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	敷地及び畜舎の存在(土地の改変を含む。)	別表第31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	敷地及び畜舎の存在(土地の改変を含む。)	別表第31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
廃棄物	畜舎の供用	1 予測の基本的な手法 廃棄物の種類ごとの排出及び処分の状況の把握 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 事業活動が定常の状態となる時期及び廃棄物に係る環境影響が最大となる時期
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
文化財	敷地及び畜舎の存在(土地の改変を含む。)	別表第31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。

**備考**

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第58(第7条関係)

## 岩石等の採取の事業又は採取の規模の変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法	2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
	プラント及び重機の稼働	(2) 気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法	3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点
	岩石等の搬出	3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期
粉じん等	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 粉じん等の状況 (2) 気象の状況	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
	プラント及び重機の稼働	3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点
	岩石等の搬出	4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 粉じん等に係る環境影響が最大となる時期
騒音	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算
	プラント及び重機の稼働	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 建設機械の稼働及び重機の稼働 騒音の状況については、騒音規制法第15条第1項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法	2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
		(2) プラントの稼働 騒音の状況については、環境基準において定められた騒	3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点
			4 予測対象時期等

		<p>音についての測定の方法</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>(1) 建設機械の稼働 建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>(2) プラント及び重機の稼働 事業活動が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p>1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 道路の沿道の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 (1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 騒音に係る環境影響が最大となる時期 (2) 岩石等の搬出 事業活動が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
振動	建設機械の稼働	<p>1 調査すべき情報 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働 振動に係る環境影響が最大となる時期 (2) プラント及び重機の稼働 事業活動が定常状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
	プラント及び重機の稼働	<p>1 調査すべき情報 (1) 振動の状況 (2) 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p>1 調査すべき情報 (1) 振動の状況 (2) 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法 振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>
	岩石等の搬出	<p>1 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>2 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法 振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>

		果的に把握できる地点 5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	4 予測対象時期等 (1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 振動に係る環境影響が最大となる時期 (2) 岩石等の搬出 事業活動が定常状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期
低周波音	岩石等の採取場の存在 (土地の改変)	別表第 31 低周波音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水象に係る流量、流速等	岩石等の採取場の存在 (土地の改変)	別表第 31 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	造成等の施工  岩石等の採取場の存在 (土地の改変)  プラント及び重機の稼働	1 調査すべき情報 (1) 造成等の施工並びに岩石等の採取場の存在 ア 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) イ 土質の状況 (2) プラント及び重機の稼働 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の收支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 造成等の施工並びに岩石等の採取場の存在 水の濁りに係る環境影響が最大となる時期 (2) プラント及び重機の稼働 事業活動が定常状態となる時期及び水の濁りに係る環境影響が最大となる時期
地下水に係る水位、流向等	岩石等の採取場の存在 (土地の改変)	別表第 31 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	岩石等の採取場の存在 (土地の改変)	別表第 31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成等の施工  岩石等の採取場の存在 (土地の改変)	別表第 42 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成等の施工  岩石等の採取場の存在 (土地の改変)	別表第 31 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地域を特徴づける生態系	造成等の施工  岩石等の採取場の存在 (土地の改変)	別表第 31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	岩石等の採取場の存在 (土地の改変)	別表第 31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	岩石等の採取場の存在 (土地の改変)	別表第 31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
廃棄物	プラント及び重機の稼働	別表第 40 廃棄物の部廃棄物の発生の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
建設工事に伴う副産物	造成等の施工	別表第 31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

文化財	岩石等の採取場の存在 (土地の改変)	別表第31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
備考		
1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。		
2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。		
3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。		
4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。		
5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。		
6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。		
7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。		
8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。		

別表第 59(第 7 条関係)

## その他の造成事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第 46 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第 31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	別表第 31 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
振動	建設機械の稼働	別表第 36 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。 別表第 46 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに自動車の走行の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
水象に係る流量、流速等	雨水の排水	別表第 31 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
水の汚れ	構造物の存在	別表第 46 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	雨水の排水	別表第 46 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水位、流向等	敷地の存在(土地の改変)	別表第 31 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	敷地の存在(土地の改変)	別表第 31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 42 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 31 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	敷地の存在(土地の改変)	別表第 31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	構造物の存在		
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	敷地の存在(土地の改変)	別表第 31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	構造物の存在		
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
文化財	敷地の存在(土地の改変)	別表第 31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

## 備考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生

物群集をいう。

- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第60(第7条関係)

## 港湾計画に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	主要な水域施設又は係留施設の供用 主要な旅客施設、荷さばき施設又は保管施設の供用 主要な臨港交通施設の供用	<p>1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法</p> <p>(2) 気象の状況 気象業務法施行規則第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る港湾環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
騒音	主要な臨港交通施設の供用	<p>1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 対象港湾計画に定められる道路の沿道の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る港湾環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
振動	主要な臨港交通施設の供用	<p>1 調査すべき情報 (1) 振動の状況 (2) 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る港</p>	<p>1 予測の基本的な手法 振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る港湾環境影響を的確に把握できる地点</p>

		<p>湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>4 予測対象時期等 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
水象に係る流向及び流速	主要な水域施設の存在	1 調査すべき情報 流況の状況	1 予測の基本的な手法 数理モデルによる理論計算又は水理模型実験
	主要な外郭施設の存在	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	2 予測地域 調査地域のうち、流況特性を踏まえて流向及び流速に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
	埋立地の存在	<p>3 調査地域 流況特性を踏まえて流向及び流速に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 流況特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流況特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間</p>	<p>3 予測対象時期等 流況特性を踏まえて流向及び流速に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
水の汚れ	主要な水域施設の存在	1 調査すべき情報 (1) 化学的酸素要求量の状況 (2) 流れの状況	1 予測の基本的な手法 化学的酸素要求量の物質の收支に関する計算又は事例の引用若しくは解析
	主要な外郭施設の存在	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する化学的酸素要求量の測定の方法を用いたものとする。)の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析	2 予測地域 調査地域のうち、海域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
	埋立地の存在	<p>3 調査地域 海域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 海域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 海域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>3 予測地点 海域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る港湾環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 海域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
重要な地形及び地質	主要な水域施設の存在	1 調査すべき情報 (1) 地形及び地質の概況 (2) 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性	1 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析
	主要な外郭施設の存在	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析	2 予測地域 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
	埋立地の存在	<p>3 調査地域 港湾計画開発等区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間</p>	<p>3 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
重要な種及び	主要な水域施設の存在	1 調査すべき情報	1 予測の基本的な手法

群集並びに注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	主要な外郭施設の存在	<p>(1) ほ乳類、鳥類、は虫類、両生類、昆虫類に関する動物相の状況</p> <p>(2) 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 港湾計画開発等区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>動物の重要な種及び群集並びに注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
	埋立地の存在		
海域に生息する動物	主要な水域施設の存在	<p>1 調査すべき情報 (1) 魚等の遊泳動物、潮間帯及び潮下帯以下の海底に生息する底生動物並びに卵・稚仔を含む動物プランクトン(以下この表において「海生動物」という。)の主な種類及び分布の状況</p> <p>(2) 干潟、藻場及びさんご礁の分布並びにそこにおける動物の生息環境の状況</p> <p>(3) 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 港湾計画開発等区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
	主要な外郭施設の存在		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地(海域に生育するものを除く。)	埋立地の存在	<p>1 調査すべき情報 (1) 種子植物その他主な植物に係る植物相及び群落の状況</p> <p>(2) 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>(3) 注目すべき生育地の分布並びに当該生育地が注目される理由である植物の種の生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 港湾計画開発等区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 植物の生育及び群落の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育及び群落の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び群落並びに注目すべき生育地について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び群落の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 植物の生育及び群落の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
	主要な水域施設の存在		

海域に生育する植物	主要な水域施設の存在	<p>1 調査すべき情報            (1) 潮間帯及び潮下帯の植物(海草類、海藻類その他の植物をいう。)並びに植物プランクトン(以下この表において「海生植物」という。)の主な種類及び分布の状況            (2) 干潟、藻場及びさんご礁の分布並びにそこにおける植物の生育環境の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法            海生植物、干潟、藻場及びさんご礁について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析            2 予測地域            調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえて海生植物、干潟、藻場及びさんご礁における植物の生育環境に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域            3 予測対象時期等            植物の生育の特性を踏まえて海生植物、干潟、藻場及びさんご礁における植物の生育環境に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
	主要な外郭施設の存在		
	埋立地の存在	<p>2 調査の基本的な手法            文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析            3 調査地域            港湾計画開発等区域及びその周辺の区域            4 調査地点            植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路            5 調査期間等            植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	
地域を特徴づける生態系	主要な水域施設の存在	<p>1 調査すべき情報            (1) 無機環境における非生物的要素(地形・地質、気象、水象等)の状況            (2) 生物環境における生物的要素(植物相、植物群落、植生、動物相、動物群集)の状況            (3) 人為的環境における人為的要素(土地利用、土地改変、大気汚染、水質汚濁等)の状況            (4) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法            注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析            2 予測地域            調査地域のうち、非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域            3 予測対象時期等            非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
	主要な外郭施設の存在	<p>2 調査の基本的な手法            文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析            3 調査地域            港湾計画開発等区域及びその周辺の区域            4 調査地点            非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路            5 調査期間等            非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	
	埋立地の存在		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な外郭施設の存在	<p>1 調査すべき情報            (1) 主要な眺望点の状況            (2) 景観資源の状況            (3) 主要な眺望景観の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法            主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びに主要な眺望景観についての視覚的な表現方法            2 予測地域            調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域            3 予測対象時期等            景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
	埋立地の存在	<p>2 調査の基本的な手法            文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析            3 調査地域            主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域            4 調査地点            景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点            5 調査期間等            景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる</p>	
	埋立地の存在		

		期間、時期及び時間帯	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	主要な水域施設の存在	1 調査すべき情報 (1) 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況	1 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析
	主要な外郭施設の存在	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析	2 予測地域 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
	埋立地の存在	3 調査地域 港湾計画開発等区域及びその周辺の区域 4 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	3 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期
文化財	主要な水域施設の存在	1 調査すべき情報 (1) 文化財の種類、指定区分、位置及び分布の状況 (2) 埋蔵文化財包蔵地の内容、位置及び分布並びに埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所の状況	1 予測の基本的な手法 文化財について、その改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析
	主要な外郭施設の存在	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあっては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析	2 予測地域 調査地域のうち、文化財の特性を踏まえて文化財に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
	埋立地の存在	3 調査地域 港湾計画開発等区域及びその周辺の区域 4 調査地点 文化財の特性を踏まえて調査地域における文化財に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 文化財の特性を踏まえて調査地域における文化財に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	3 予測対象時期等 文化財の特性を踏まえて文化財に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期
備考			
1 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。			
2 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。			
3 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。			
4 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。			
5 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。			
6 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。			
7 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。			